

# 官報

号外 平成十四年六月十一日

## ○国會衆議院議録 第四十一号

平成十四年六月十一日(火曜日)

議事日程 第三十号

平成十四年六月十一日

午後一時開議

第一 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(内閣提出)

第二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

日程第一 使用済自動車の再資源化等に関する法律案(内閣提出)

日程第二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第四 鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第五 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第七 遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第一に、自動車製造業者及び輸入業者は、みずから製造または輸入した自動車が使用済みとなつた場合に生ずる自動車破碎残渣、指定回収物品及びカーエアコン用フロン類を引き取り、そのリサイクル等を行うことについて義務を負うものとすること、

第二に、リサイクル等に係る料金については、自動車製造業者等がみずから設定、公表するものとし、当該リサイクル料金は、自動車の所有者があらかじめこれを負担し、その管理は資金管理法人が行うこととする。

第三に、関連事業者等は、使用済自動車等の引き取り及び引き渡しに際し、情報管理センターに對して報告義務を負うものとすること

本案は、去る五月十日本会議において趣旨説明委員長の報告を求めます。経済産業委員長谷畠孝君。

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、使用済自動車の再資源化等に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済産業委員長谷畠孝君。

使用済自動車の再資源化等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○谷畠孝君 登壇

〔谷畠孝君登壇〕

○谷畠孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会においては、同月二十二日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十九日より質疑を行いました。六月四日には環境委員会との連合審査会において参考人からの意見聴取を行ふとともに、現地視察を行うなど慎重に審査を行ひ、去る七月質疑を終了いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多數。よって、本案は

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○河村建夫君 登壇

○河村建夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、インターネット等新たな情報伝達手段の発達等に対応して、放送事業者等に対し放送等の送信可能化に関する権利を付与するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約の締結のために必要な国内法の整備を行う等のため、所要の改正を行うもので、その主な内容は、

第一に、インターネット等を用いた放送番組等の再送信について、放送事業者及び有線放送事業者に送信可能化権を付与し、無断再送信を差し止めることができるとしてることとすること。

第二に、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを、著作権法により保護を受ける実演及びレコードに加えること、

第三に、実演家の人格的利益を保護するため、実演家人格権として氏名表示権及び同一性保持権を付与するとともに、これらの権利に係る規定を適用しない場合等について定めること、

第四に、レコードの保護期間の起算点を、現在の「音の固定」から「レコードの発行」に変更し、レコードの保護期間はその発行の翌年から起算して



官 報 (号 外)

説明を聴取した後、翌五日、六日及び本日十一日の三回にわたり質疑を行いました。

質疑を終局し、水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につきましては、討論の後、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決し、他の三法律案は、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、四法律案に対しそれぞれ附帯決議が付さされました。

以上  
御報告申し上げます  
(握手)

○議長（綿貫民輔君） これより採決に入ります。

まず、漁業用建物整備特別措置法等の一部を改正する法律案、漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の三案を一括して採決いたしました。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。  
よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十一号 議長の報告

議長の報告

大野 赤城 德彦君  
松茂君

科学技術基本法第八条の規定に基づく平成十三年度科学技術の振興に関する年次報告書（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

道路関係四公団民営化推進委員会設置法  
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律  
一部を改正する法律  
牛海綿状脳症対策特別措置法

(議長の報告)  
**(通知書受領)**  
一、去る七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

（議長（綿貫民輔君））本日は、これにて散会いた  
します。

出席國務大臣

午後一時十七分散会

|        |           |
|--------|-----------|
| 文部科学大臣 | 遠山<br>敦子君 |
| 農林水産大臣 | 武部<br>勤君  |
| 経済産業大臣 | 平沼<br>赳夫君 |
| 国土交通大臣 | 扇<br>千景君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 松島みどり君 | 補欠     |
| 佐藤 勉君  | 近藤 基彦君 |
| 秀章君    | 谷垣 谷田  |
| 大村 直人君 | 駢 松野   |
| 岩倉 明彦君 | 武彦君    |
| 博文君    | 浩君     |
| 山本     | 博一君    |
| 眞人君    | 松宮 熱君  |
| 北村     | 森岡 正宏君 |
| 金子 恭之君 | 松島みどり君 |

|        |           |           |            |        |          |        |           |        |            |
|--------|-----------|-----------|------------|--------|----------|--------|-----------|--------|------------|
| 文部科学委員 | 中川<br>正春君 | 松本<br>剛明君 | 中林<br>よし子君 | 佐々木憲昭君 | 福島<br>豊君 | 木島日出夫君 | 不破<br>哲三君 | 木島日出夫君 | 中林<br>よし子君 |
| 文部科学委員 | 中川<br>正春君 | 松本<br>剛明君 | 中林<br>よし子君 | 佐々木憲昭君 | 福島<br>豊君 | 木島日出夫君 | 不破<br>哲三君 | 木島日出夫君 | 中林<br>よし子君 |
| 文部科学委員 | 中川<br>正春君 | 松本<br>剛明君 | 中林<br>よし子君 | 佐々木憲昭君 | 福島<br>豊君 | 木島日出夫君 | 不破<br>哲三君 | 木島日出夫君 | 中林<br>よし子君 |
| 文部科学委員 | 中川<br>正春君 | 松本<br>剛明君 | 中林<br>よし子君 | 佐々木憲昭君 | 福島<br>豊君 | 木島日出夫君 | 不破<br>哲三君 | 木島日出夫君 | 中林<br>よし子君 |
| 文部科学委員 | 中川<br>正春君 | 松本<br>剛明君 | 中林<br>よし子君 | 佐々木憲昭君 | 福島<br>豊君 | 木島日出夫君 | 不破<br>哲三君 | 木島日出夫君 | 中林<br>よし子君 |

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

|    |     |    |     |
|----|-----|----|-----|
| 佐藤 | 義孝君 | 金子 | 恭之君 |
| 新藤 | 洋一君 | 谷  | 坂上  |
| 谷  | 恭之君 | 森岡 | 正宏君 |
| 阪上 | 善秀君 | 坂上 | 善秀君 |
| 阪上 | 明彦君 | 佐藤 | 勉君  |
| 七条 | 正宏君 | 赤城 | 洋一君 |
| 森岡 | 明君  | 大野 | 德彦君 |
| 山本 | 明彦君 | 松野 | 義孝君 |
| 樺山 | 弘志君 | 博君 | 松茂君 |
| 辭任 | 補欠  |    |     |

辭任 保岡 興治君  
後藤 茂之君  
漆原 良夫君  
土田 龍司君  
樋高 剛君  
金子 恭之君  
後藤 斎君  
江田 康幸君

經濟產業委員會  
倉田 漢吉由起子君  
左藤 雅年君  
福井 章君  
松野 照君  
松宮 博一君  
山本 黥君  
生方 明彦君  
松原 幸天君  
児玉 仁君  
健次君

西川京子君  
北林三ツ林隆志君  
講習会

|        |     |
|--------|-----|
| 岩倉     | 博文君 |
| 大村     | 秀章君 |
| 金子     | 恭之君 |
| 北村     | 直人君 |
| 後藤田正純君 |     |
| 佐藤     | 勉君  |
| 山本     | 明彦君 |
| 岡下     | 信子君 |
| 上川     | 陽子君 |
| 比村     | 啓吾君 |
| 厚生労働委員 | 辞任  |

補欠 金子 恭之君  
後藤 斎君  
江田 楠高 康幸君  
土田 剛君 龍司君  
保岡 興治君  
後藤 茂之君  
漆原 良夫君

児玉 偕次  
岡下 信子君  
北村 誠吾君  
上川 陽子君  
三ツ 林隆志君  
西川 京子君  
吉野 正芳君  
五島 正規君  
水島 広子君  
瀬古由起子君

左藤  
松宮  
松野  
山本  
生方  
公京

松宮 谷田 武彦君  
近藤 基彥君  
馳 森岡 浩君  
谷垣 松野 正宏君  
谷垣 稔一君  
松野 博一君



平成十三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)  
平成十三年度特別会計予算総則第十四条に基づく經費増額総調書及び各省各厅所管經費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

## (議案通知)

一、去る六日、次の本院議員提出案を否決した旨  
参議院に通知した。  
公職にある者等のあつせん行為による利得等の  
処罰に関する法律の一部を改正する法律案(岡  
田克也君外九名提出)

## (議案通知書受領)

一、去る七日、参議院から、次の本院提出案を可  
決した旨の通知書を受領した。

エネルギー政策基本法案(第一百五十三回国会衆  
法第六号)

## 牛海綿状脳症対策特別措置法案

一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の  
内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

## 道路関係四公団民営化推進委員会設置法案

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する  
法律の一部を改正する法律案

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次  
のとおりである。

「有事法制関連三法案」に対する地方自治体の憂  
慮、懸念への対応に関する質問主意書(北川れ  
ん子君提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次  
のとおりである。

食品安全法で認められない添加物の安全性  
に関する質問主意書(長妻昭君提出)

## (答弁書受領)

一、去る七日、内閣から次の答弁書を受領した。

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十一号

議長の報告

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙がもたらす被害  
に関する質問に対する答弁書

衆議院議員西村眞悟君提出政府の答弁書に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問に対する答弁書

のは事実である。

こうした過去二十年間のトレンドの大勢として、他のすべての国々で喫煙比率が軒並み低下している中で、唯一喫煙率が上がっている日本

の女性や、減少傾向といえども、依然、喫煙比

率が高率で推移している日本の男性について、

国民の健康という観点から、喫煙者による被

害、本人の健康、医療費のコスト、そして周り

の人に対する迷惑など、この種の被害について、

どういう分析をし、どういう研究なり調査なり

しているのか、回答いただきたい。

## 提出者 岩國 哲人

三、このような喫煙被害の問題について、マクロ的に見て、国の財政へのいわゆる迷惑度はどれ

ぐらいなのか。それを数字として、例えば、明

日、一斉に日本人がたばこを吸わない民族にな

った場合の国の財政に対する寄与率はどれだ

けであると、具体的に算定しているか。また前

述の予算委員会において、「健康保険財政や、

治療費、医療費、こうした点も含めて、喫煙の

国家的コストというものを調査すべきではない

か」と質問をした際、坂口大臣より、「前提条件をどう置くかということによってこれは大分

違うと思いますけれども、御指摘いただきまし

ていただきます。」との答弁を得た。その後の検

討状況は具体的にどうなっているか。また、例

えば、新年度の事業計画の中に、喫煙被害につ

いて、本人の治療費だけではなく、副流煙被害

などの喫煙者周辺の人に対する迷惑コスト、そ

して第二次、第三次と波及する喫煙に関連する

様々な被害等を組み入れ、こうしたものについ

て具体的にどう調査・発表し、その結果をふま

えて啓蒙運動を進めといったような考えはな

いかとも質問したが、それについて対策の

有無・検討状況等について回答いただきたい。

四、平成十四年度予算における地方財政計画によ

れば、二兆三千九十億円のたばこ税収入が計上されているが、その反面、厚生労働省等において、喫煙に伴う健康被害に関する予算が、例えば五兆円を超えることになれば、国も国民も税収を上回る損失を被っていることになる。嗜好品ゆえの別のメリットもあると理解はしているが、医療保険その他も含め、二次・三次の健康被害等を含めて、喫煙に関する治療費支出が、他の様々な病気の誘発要因ということも考慮すれば、積極的な喫煙対策を講ずる必要があるのではないか。

例えば、年金の問題について、仮に日本人の平均寿命が、日本人全員が喫煙をやめたことで一年伸びたと仮定した場合に、年金財政はどうだけ負担増となるのか。また逆に、別の原因で、年金財政が、一年減った場合にはどれぐらいになるか。こうした視点から、たばこを吸う・吸わないによって病気の発病率等が違うという答弁もあり、例えば、日本人が明日から全員たばこを吸うことやめた場合には、平均寿命は幾ら伸びるか、年金財政に与える影響はどうかなどの研究事例等はあるのか。

右質問する。

## 内閣衆質一五四第五八号

平成十四年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 織賀 民輔殿

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙がもたらす被害に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員岩國哲人君提出喫煙がもたらす被害に関する質問に対する答弁書

一について

たばこに係る税が引き上げられ、事業者によ

りたばこの小売価格が引き上げられる場合に

は、過去の値上げ時の動向から見てたばこの消費数量は減少する可能性があると考えられるが、税率の倍増による喫煙者の減少、これに伴う死亡者の減少等がどの程度であるかについて正確な試算は困難であると考える。このため、政府としてはお尋ねのシミュレーションについては、実施したことではなく、また、現在のことろ実施する予定もない。

二について

喫煙による本人の健康、医療費及び周囲の者に対する影響等について、厚生労働省において調査、研究又は分析を行ったものとしては、次のものがある。

1 平成八年の「保健福祉動向調査」においては、国民の健康状態、健康維持・増進のための栄養・運動・休養の状況等について調査を行い、他人の喫煙に対して、約六割の者が迷惑であると思っているとの回答を得た。

2 平成九年の「労働者健康状況調査」においては、事業所における労働者の健康状況、健康管理対策の推進状況等について調査を行い、職場での喫煙に関して、約五割の者が不快に感じ、又は体調が悪くなることがあるとの回答を得た。

3 平成九年の厚生白書においては、国内外で行われた喫煙が健康に与える影響に関する調査を紹介しており、喫煙男性は非喫煙男性に比べて、肺がんによる死亡の危険性が四・五倍高くなっているほか、それ以外の多くの人が死んでいたり、虚血性心疾患による死亡の危険性が一・七倍高くなっているほか、喫煙は慢性気管支炎、肺気腫等にも関係していること、喫煙している妊婦から生まれた乳児については、その平均体重が非喫煙者から生まれた乳児に比べて軽く、低出生

体重児の頻度も約二倍高くなっているほか、喫煙している妊婦は非喫煙者と比べて早産、自然流産及び周産期死亡の危険性が高くなっていること、受動喫煙は喫煙習慣を持たない者にとって不快と感じられるだけでなく、家庭又は職場において肺がん、虚血性心疾患、肺機能障害等の危険性を増大させていること等を報告している。

なお、厚生労働省に置かれた「喫煙と健康問題に関する検討会」が平成十三年十二月に公表した報告書(以下「報告書」という)においては、我が国における喫煙による医療費の増加額に関する四種類の試算が紹介されており、一年間で、最小のものが一千五百六十五億円、最大のものが三兆一千億円となっている。

### 三及び四について

日本人全員がたばこを吸わなくなつた場合の国庫に与える影響等についての試算は行つていらない。

本人のみならず周囲の者への影響等も含めた喫煙による損失の額(以下「社会的損失額」という)については、報告書において四種類の試算が紹介されており、一年間で、最小のものが一兆千四百六億円、最大のものが五兆六千億円となっている。

社会的損失額を試算する場合、損失の範囲、試算の方法等によってその結果が大きく異なると考えられることから、まずは厚生労働科学研究所補助金により、喫煙による社会的損失に係る調査、研究等の知見の集積に努めるとともに、当該知見については、厚生労働省のホームページへの掲載等を通じて、国民に情報を提供してまいりたい。

厚生労働省においては、喫煙習慣が個人の嗜好の問題にとどまらず、健康にもかかる問題であることを踏まえ、平成十二年度から推進し

ている「二十一世紀における国民健康づくり運動(健康日本二十一)」においても、喫煙が及ぼす健康影響についての十分な知識の普及、未成

年者の喫煙の防止、公共の場及び職場における普及並びに禁煙支援プログラムの普及について、それぞれ目標を定めた上で、推進を図っているところである。また、喫煙に係る健康問題に対する取組を含めた国民の健康の増進の総合的な推進を図るために法的基盤を整備するた

め、今国会に健康増進法案を提出しているところである。

日本人の平均寿命が一歳増減することによる国民年金及び厚生年金保険の財政に与える影響については、各年齢の死亡率がどのように変化するかによって影響の度合いが異なってくることから、試算することは困難である。

また、日本人全員がたばこを吸わなくなつた場合の平均寿命の伸びや国民年金及び厚生年金保険の財政に与える影響に係る研究事例については、承知していない。

### 三

個人の真情を吐露した「内閣総理大臣小泉純一郎」作成の文書は、私文書か、公文書か、その区別を明確にされたい。また、「所感」は私文書か、回答されたい。

4 本答弁書の言つよう、「所感」が個人の見解に過ぎないのであれば、公費で開設される「首相官邸」と題するホームページにおける「小泉総理の演説・記者会見等」という項目のなかに、他の総理の多くの公式見解と共に「所感」が掲載されているのは何故か、回答されたい。

平成十四年五月三十日提出  
質問 第八四号

### 政府の答弁書に関する質問主意書

提出者 西村 真悟

### 政府の答弁書に関する質問主意書

先の当職の質問に対する内閣の答弁(内閣衆質

一四五第七〇号、以下、本答弁書といふ)には、議院内閣制における内閣と国会の関係において、

重大でかつ緊急に解明しなければならない疑義があるので、次のとおり質問する。速やかに回答されたい。

厚生労働省においては、喫煙習慣が個人の嗜好の問題にとどまらず、健康にもかかる問題であることを踏まえ、平成十二年度から推進し

小泉内閣総理大臣の「靖国神社参拝に関する所感」は、御指摘の部分を含め、小泉内閣総理大臣の個人の真情を吐露したものであると承知している」と答弁している(以下、右「靖国神社参拝に関する所感」を、「所感」という)。

1 「内閣総理大臣小泉純一郎」名で作成され、内外に公表された「所感」が、総理大臣の個人の真情を吐露したものに過ぎないとすれば、「内閣総理大臣小泉純一郎」名で作成された文書も、小泉総理大臣の個人の真情を吐露したものに過ぎないのか、回答されたい。

2 「内閣総理大臣小泉純一郎」の名で公表される文書には、政府の見解を明らかにしたものと、小泉純一郎君の「個人の真情を吐露したもの」との二種類があるのか、回答されたい。



## 三について

政府としては、内閣総理大臣が公的な資格で行う靖国神社への参拝については、国民や遺族の多くが、靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、靖国神社において國を代表する立場にある者が追悼を行うことを望んでいるという事情を踏まえて、専ら戦没者の追悼という宗教とは関係のない目的で行うものであり、かつ、その際、追悼を目的とする参拝であることを公にするとともに、神道儀式によることなく追悼行為としてふさわしい方式によつて追悼の意を表することによって、宗教上の目的によるものでないことが外観上も明らかである場合は、国の宗教的活動を禁ずる憲法第二十条第三項等の規定に違反する疑いはないと考える一方、他の場合については、違憲とも合憲とも断定していないが、これらの規定に違反するのではないかとの疑いをなお否定できないと考えている。

また、内閣総理大臣の地位にある者が私人の立場で靖国神社に参拝することはないと考えてゐる。

四について

内閣総理大臣の靖国神社への参拝をめぐつて国外からの批判があることは承知しているが、政府としては、追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会の意見を踏まえて、何人もわだかまりなく戦没者等に追悼の誠を捧げ平和を祈念することのできる記念碑等の國の施設の在り方について、我が国としての対応を検討してまいりたいと考えているところであります。前記の批判があることをもつて直ちに自的な検討ができなくなるものとは考えていない。

平成十四年五月三十一日提出  
質問 第九〇号

**情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問主意書**

提出者 長妻 昭

**情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問主意書**

辺調査に関する質問主意書

防衛庁への情報公開法に基づく開示請求者に対する調査の実態が明らかになった。そこでお尋ねする。

一 情報公開法が適用されているすべての行政機関それについて、開示請求書に記載されている事項以外の請求者に関する情報を入手あるいは保有している場合には、その内容と理由を詳細にお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五四第九〇号  
平成十四年六月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 絹貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

**衆議院議員長妻昭君提出情報公開法に基づく開示請求者に対する身辺調査に関する質問に対する答弁書**

(平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する行政機関(以下「行

政機関」という。)のうち、防衛庁については、その職員が法第四条第一項に規定する開示請求書に記載された事項以外の開示請求者に係る情報を開示した旨の作成を行つており、当該職員が作成した開示請求者関係資料には開示請求者の職業等が記載されていることが判明しているが、現在、作成した開示請求者関係資料の内容、その作成の理由等の詳細を防衛庁において調査しているところである。

また、総務省において、すべての行政機関について、開示請求者関係資料の有無、開示請求者関係資料を作成していた場合の当該開示請求者関係資料の内容、その作成の理由等を調査しているところである。

また、内閣から、衆議院議員大石尚子君提出池子住宅地区及び海軍補助施設の一部返還等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員山田敏雅君提出源土運動広場に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年七月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出廃プラスチック発電に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年八月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出高速道路公団のETC導入と体質改善に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君提出首都高速道路公団のETC導入と体質改善に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君提出「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」に対する答弁書

平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する行政機関(以下「行

提出エネルギー政策と地球温暖化対策の実効性に関する質問に對して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員大石尚子君提出池子住宅地区及び海軍補助施設の一部返還等に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員大石尚子君提出「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出源土運動広場に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員山田敏雅君提出廃プラスチック発電に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年八月二十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員長妻昭君提出高速道路公団のETC導入と体質改善に関する質問に対して、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君提出首都高速道路公団のETC導入と体質改善に関する質問に對し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年六月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る七日、内閣から、衆議院議員田中慶秋君提出「行政機関の保有する情報の公開に関する法律案」に対する答弁書

平成十一年法律第四十二号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する行政機関(以下「行

国会に提出する。

右

**使用済自動車の再資源化等に関する法律案**

提出する。

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫

目次  
使用済自動車の再資源化等に関する法律

第一章 総則(第一条—第七条)  
第二章 再資源化等の実施

第一節 関連事業者による再資源化の実施

(第八条—第十一条)

第二節 自動車製造業者等による再資源化等の実施(第二十一条—第四十一条)

第三章 登録及び許可

第一節 引取業者の登録(第四十二条—第五十二条)

第二節 フロン類回収業者の登録(第五十三条—第五十九条)

第三節 解体業の許可(第六十条—第六十六条)

第四節 破碎業の許可(第六十七条—第七十一条)

第五章 移動報告(第八十条—第九十一条)

第六章 指定法人

第一節 資金管理法人(第九十二条—第一百四十二条)

第二節 指定再資源化機関(第一百五条—第一百三十三条)

第三節 情報管理センター(第一百四十四条—第一百四十条)

第七章 雜則(第一百一十一条—第一百三十六条)

第八章 好い、罰則(第一百三十七条—第一百四十三条)

附則  
(目的)  
第一章 総則

第一条 この法律は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品

の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(次に掲げるものを除く。)をいう。

第二条 この法律において「自動車破碎残さ」とは、自動車を破碎し、金属その他の有用なものを回収した後に残存する物をいう。

第三条 この法律において「自動車解体業」とは、自動車を解体することを目的として製作した用具であるものをいう。(以下この項において同じ。)

第四条 この法律において「自動車解体業」とは、道路運送車両法第三条に規定する小型自動車及び軽自動車(被けん引車を除く。)であつて、二輪のもの(側車付きのものを含む。)をいう。

第五条 この法律において「自動車破碎業」とは、自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。)を終了したもの(保冷貨物自動車の冷藏用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの)をいう。

第六条 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

第七条 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することができる状態にする行為

二 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部であつて燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することができる状態にする行為

三 当該自動車が使用済自動車となつた場合に於いて、解体業者が当該使用済自動車から当該物品を回収し、これを自動車製造業者等に引き渡してその再資源化を行うことが、当該使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施し、かつ、廃棄物の減量及び資源の有効な利用を図る上で特に必要なもの

四 前二号に掲げるもののほか政令で定める自動車

2 この法律において「使用済自動車」とは、自動車のうち、その使用(倉庫としての使用その他運行以外の用途への使用を含む。以下同じ。)を終了したもの(保冷貨物自動車の冷藏用の装置その他の自動車の使用を終了したときに取り外して再度使用する装置であつて政令で定めるものを有する自動車にあっては、その使用を終了し、かつ、当該装置を取り外したもの)をいう。

3 この法律において「解体自動車」とは、自動車を解体することを目的として製作した用具であるものをいう。

4 この法律において「特定再資源化物品」とは、特定再資源化等物品」とは、特定再資源化物品及びフロン類をいう。

5 この法律において「自動車破碎業」とは、解体自動車を破碎し、金属その他の有用なものを回収した後に残存する物をいう。

6 この法律において「指定回収物品」とは、自動車に搭載されている物品であつて、次の各号のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいう。

7 この法律において「フロン類回収業者」とは、特定エアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

8 この法律において「特定エアコンディショナー」とは、自動車に搭載されているエアコンディショナー(車両のうち乗車のために設備された場所の冷房の用に供するものに限る。以下同じ。)であつて、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。

9 この法律において「再資源化」とは、次に掲げる行為をいう。

一 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の全部又は一部を原材料又は部品その他の製品の一部として利用することができる状態にする行為

二 使用済自動車を破碎し、金属その他の有用なものを回収した後に残存する物をいう。

- 二、自動車を輸入する行為(他の者の委託を受けて行うものを除く。)を受けて行うものを除く。)

三、前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為

17 この法律において「自動車製造業者等」とは、自動車の製造等を業として行う者をいう。

この法律において「関連事業者」とは、引取業者、フロン類回収業者、解体業者又は破碎業者をいう。

(自動車製造業者等の責務)

第三条 自動車製造業者等は、自動車の設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、自動車が長期間間使用されることを促進するとともに、使用済自動車の再資源化等を容易にし、及び使用済自動車の再資源化等に要する費用を低減するよう努めなければならない。

2 自動車製造業者等は、使用済自動車の再資源化等の実施において自らが果たす役割の重要性にかんがみ、その適正かつ円滑な実施を図るために、関連事業者に対し、自らが製造等をした自動車の構造又は使用した部品若しくは原材料に関する情報を適切に提供することその他、の使用済自動車の再資源化等の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

(関連事業者の責務)

第四条 関連事業者は、使用済自動車の再資源化を適正かつ円滑に実施することにより、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済自動車の再資源化に関する知識及び能力の向上に努めなければならない。

2 引取業者は、自動車製造業者等と協力し、自動車の再資源化等に係る料金その他の事項について自動車の所有者に周知を図るとともに、自動車の所有者による使用済自動車の引渡しが円滑に行われるよう努めなければならない。

### (自動車の所有者の責務)

### (引取業者の引取義務)

らフロン類を回収しなければならない。  
(フロン類回収業者のフロン類の引渡義務)

- |   |   |   |  |
|---|---|---|--|
| <p><b>(自動車の所有者の責務)</b></p> <p><b>第五条</b> 自動車の所有者は、自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が使用済自動車となることを抑制するよう努めるとともに、自動車の購入に当たってその再資源化等の実施に配慮して製造された自動車を選択すること、自動車の修理に当たって使用済自動車の再資源化により得られた物又はこれを使用した物を使用すること等により、使用済自動車の再資源化等を促進するよう努めなければならない。</p> <p><b>(国の責務)</b></p> <p><b>第六条</b> 国は、使用済自動車の再資源化に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><b>2</b> 国は、自動車の所有者による使用済自動車の引渡し及び関連事業者によるその再資源化の適正かつ円滑な実施を促進するため、使用済自動車の再資源化等に要した費用、その再資源化により有効利用された資源の量その他の使用済自動車の再資源化等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。</p> <p><b>3</b> 国は、教育活動、広報活動等を通じて、使用済自動車の再資源化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。</p> <p><b>(地方公共団体の責務)</b></p> <p><b>第七条</b> 地方公共団体は、国の方策と相まって、当該地域の実情に応じ、使用済自動車の再資源化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p> | <p><b>第二章 再資源化等の実施</b></p> <p><b>第一節 関連事業者による再資源化の実施</b></p> <p><b>(使用済自動車の引渡し義務)</b></p> <p><b>第八条</b> 自動車の所有者は、当該自動車が使用済自動車となつたときは、引取業者に当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>  | <p><b>第九条</b> 引取業者は、使用済自動車の引取りを要求されたときは、当該使用済自動車について第十七条第六項に規定する再資源化預託金等(以下この条において単に「再資源化預託金等」という。)が第九十九条第一項に規定する資金管理法人(以下この章、第四章及び第五章において単に「資金管理法人」という。)に対し預託されているかどうかを確認し、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、その引取りを求めた者から当該使用済自動車を引き取らなければならぬ。</p>  | <p>一 当該使用済自動車について再資源化預託金等が資金管理法人に対し預託されていない場合</p>  |
| <p><b>(引取業者の引取義務)</b></p> <p><b>第十一条</b> 引取業者は、前項第一号に該当する場合には、同項の規定により引取りを求めた者に対し、再資源化預託金等を資金管理法人に対し預託すべき旨を告知しなければならない。</p> <p><b>(引取業者の引渡し義務)</b></p> <p><b>第十二条</b> 引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、当該使用済自動車に特定玒アコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、当該使用済自動車を引き渡さなければならない。</p>  | <p><b>(フロン類回収業者の引取義務)</b></p> <p><b>第十三条</b> フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、主務省令で定めた基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。この場合において、当該自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確知することができないときは、第百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。)に当該フロン類を引き渡さなければならぬ。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。</p> | <p><b>(フロン類回収業者の引渡し義務)</b></p> <p><b>第十四条</b> フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。</p>  | <p><b>(フロン類回収業者の引取義務)</b></p> <p><b>第十五条</b> 解体業者は、引取業者から第十条の使用済自動車の引取りを求められ、又はフロン類回収業者から前条の使用済自動車の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済自動車を引き取らなければならない。</p> |
| <p><b>(フロン類回収業者の回収義務)</b></p> <p><b>第十六条</b> 解体業者は、その引き取った使用済自</p>  | <p>らフロン類を回収しなければならない。</p>   | <p><b>(フロン類回収業者の引渡し義務)</b></p> <p><b>第十七条</b> フロン類回収業者は、前条の規定によりフロン類を回収したときは、自ら当該フロン類の再利用(冷媒その他の製品の原材料として自ら利用し、又は冷媒その他の製品の原材料として利用する者に有償若しくは無償で譲渡し得る状態にすることをいう。以下同じ。)をする場合を除き、第二十二条の規定により特定再資源化等の物品を引き取るべき自動車製造業者等(当該自動車製造業者等が存しないとき、又は当該自動車製造業者等を確知することができないときは、第百五条に規定する指定再資源化機関。以下この条、第十六条第三項及び第十八条第六項において同じ。)に当該フロン類を引き渡さなければならぬ。この場合において、当該自動車製造業者等が第二十二条第一項の規定により引取基準を定めているときは、当該引取基準に従い、これを引き渡さなければならない。</p> | <p><b>(フロン類回収業者の引取義務)</b></p> <p><b>第十八条</b> フロン類回収業者は、第十二条の規定によりフロン類を回収したときは、速やかに、当該フロン類を回収した後の使用済自動車を解体業者に引き渡さなければならない。</p>                                    |



等物品を引き取るときの当該特定再資源化等物品の性状、引取りの方法その他の主務省令で定める事項について特定再資源化等物品の引取りの基準(以下「引取基準」という。)を定めることができる。

2 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、前項に規定する引取基準を定めたときは、運搬なく、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(フロン類回収料金及び指定回収料金)

第二十三条 フロン類回収業者は、第十三条第一項の規定により自動車製造業者等(同項に規定する自動車製造業者等をいう。以下この条において同じ。)にフロン類を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該フロン類の回収及び当該フロン類を引き渡すために運搬に要する費用を確保する観点から主務省令で定める基準に従つて当該自動車製造業者等が定める額の金銭(以下「フロン類回収料金」という。)の支払を請求することができる。

2 解体業者は、第十六条第三項の規定により自動車製造業者等に指定回収物品を引き渡したときは、主務省令で定めるところにより、当該自動車製造業者等に対し、当該指定回収物品の回収及び当該指定回収物品を引き渡すために行う運搬に要する費用に關し、指定回収物品の回収の適正かつ確実な実施を確保する観点から主務省令で定める基準に従つて当該自動車製造業者等が定める額の金銭(以下「指定回収料金」といいう。)の支払を請求することができる。

3 自動車製造業者等は、前二項の規定による請求があつた場合には、その求めに応じてフロン類回収料金又は指定回収料金を支払わなければならぬ。

4 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、特定再資源化等物品の再資源化を行わなければならない。

ろにより、フロン類回収料金及び指定回収料金について、あらかじめ、公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(引取基準等に対する勧告等)

第二十四条 主務大臣は、自動車製造業者等が第二十二条第二項の規定により公表した引取基準又は前項の規定により公表したフロン類回収料金若しくは指定回収料金が、第二十一条第一項又は前項若しくは第二項に規定する主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した引取基準又はフロン類回収料金若しくは指定回収料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、正當な理由がなくて前条第三項に規定するフロン類回収料金若しくは指定回収料金の支払又は同条第四項の規定による公表をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その支払又は公表をすべき旨の勧告をすることができる。

3 主務大臣は、前二項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正當な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第二十七条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、帳簿(磁気ディスク(これにのみを除く。)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

2 前項の再資源化指定再資源化機関が行うもの(自動車製造業者等のフロン類の破壊義務等)を除く。)は、特定再資源化物品ごとに主務省令で定める再資源化を実施すべき量に関する基準に従い、行わなければならない。

第二十八条 自動車製造業者等は、特定再資源化物品の再資源化を行おうとするとき(他の者に委託して再資源化を行おうとするときを含む。)に於いて單に「フロン類破壊業者」といふに委託しなければならない。ただし、第七百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が、主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期

く、当該フロン類の破壊をフロン類回収破壊法第二十六条第一号ニに規定するフロン類破壊業者(次項において単に「フロン類破壊業者」といふ。)に委託しなければならない。ただし、第七百六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が、主務省令で定めるところにより、次の各号のいすれにも適合していることについて、主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期

六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が、主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期

六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が、主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期

六条第一号に規定する特定自動車製造業者等が、主務省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該自動車製造業者等に對し、期

一 当該再資源化に必要な行為を実施する者が

主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合すること。

三 その代表者の氏名

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

大臣に提出しなければならない。

二 前号に規定する施設を有すること。

三 その代表者の氏名

一 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務省令で定めるフロン類の運搬に関する基準を遵守していいと認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、その基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

二 当該認定に係る再資源化に必要な行為を実施する者

三 当該認定に係る再資源化に必要な行為の用に供する施設

一 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認められるときは、同項の認定をするものとする。

(変更の認定)

第二十九条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第二項第一号又は第三号に掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前項第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第三十条 主務大臣は、第二十八条第一項の認定に係る再資源化が同項各号のいずれかに適合し

なくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(解体自動車の全部再資源化の実施の委託に係る認定)

第三十一条 自動車製造業者等は、解体業者又は破碎業者に委託して、解体自動車の全部再資源化(再資源化のうち、解体業者が第十六条第二項の主務省令で定める再資源化に関する基準に従つて再資源化を行つた後の解体自動車を解体自動車全部利用者(当該解体自動車をその原材料として利用する事業として主務省令で定めるもの在国内において行う者に限る。)がその原材料として利用することができる状態にするもの)をいう。(以下同じ。)を行おうとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

一 当該全部再資源化が、解体自動車を破碎して行う再資源化に比して著しく廃棄物の減量及び資源の有効な利用に資するものである。

二 委託を受ける解体業者又は破碎業者が当該全部再資源化を適正かつ円滑に行うことができる技術的能力を有するものであること。

前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 全部再資源化の委託を受ける解体業者又は破碎業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 解体自動車全部利用者の氏名又は名称

四 全部再資源化の方法及びこれにより発生が抑制される自動車破碎残さの量

五 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る全部再資源化が同項各号のいずれにも適合している

と認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨及びその内容を資金管理法人に通知するものとする。

(変更の認定)

第三十二条 前条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、同条第一項第二号から第四号までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第三十三条 主務大臣は、第三十一条第一項の認定に係る全部再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

2 第三十一条第四項の規定は、前項の認定の取消しについて準用する。

(再資源化等に係る料金の公表等)

第三十四条 自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、自らが製造等をした自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、これを販売する時までに、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

一 自動車破碎残さの再資源化 当該自動車に係る自動車破碎残さについて当該自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為に関する料金

(指導及び助言)

第三十五条 主務大臣は、自動車製造業者等が行うその再資源化に必要な行為(当該指定回収物品に係る指定回収料金の支払を含む。)に関する料金

三 フロン類の破壊 当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について当該自動車製造業者

等が行うその破壊に必要な行為(当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。)に

関する料金

2 前項の規定により公表される料金は、特定再生資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を上回るものでなく、かつ、当該適正な原価に著しく不足しないものでなければならない。

(再資源化等に係る料金に対する勧告等)

第三十五条 主務大臣は、自動車製造業者等が前条第一項の規定により公表した料金が特定再生資源化等物品の再資源化等に必要な行為を能率的に実施した場合における適正な原価を著しく超えていると認めるとき、又は当該適正な原価に著しく不足していると認めるときは、当該自動車製造業者等に対し、期限を定めて、その公表した料金を変更すべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定引取場所の配置等)

第三十九条 自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、自らが製造等をした自動車の使用の本拠の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再生資源化等物品の再資源化等に必要な行為の能率的な実施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再生資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公示しなければならない。これを変更したときは、も、同様とする。

(フロン類回収業者等による申出)

第四十条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適正に配置していないことにより、当該自動車製造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再生資源化等物品の当該自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その旨を申し出ることが

(勧告及び命令)

第三十八条 主務大臣は、正当な理由がなくて前条に規定する引取り又は再資源化等に必要な行為をしない自動車製造業者等があるときは、当該自動車製造業者等に対し、当該引取り又は再資源化等に必要な行為をすべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた自動車製造業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該自動車製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定引取場所の配置等)

第三十九条 自動車製造業者等は、指定引取場所の設置に当たっては、地理的条件、交通事情、

自らが製造等をした自動車の使用の本拠の分布の状態その他の条件を勘案して、特定再生資源化等物品の再資源化等に必要な行為の能率的な実

施及びフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再生資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置しなければならない。

2 自動車製造業者等は、指定引取場所を指定したときは、当該指定引取場所の位置について、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、公示しなければならない。これを変更したときは、も、同様とする。

(フロン類回収業者等による申出)

第四十条 フロン類回収業者、解体業者及び破碎

業者は、自動車製造業者等が指定引取場所を適

正に配置していないことにより、当該自動車製

造業者等が第二十一条の規定により引き取るべき特定再生資源化等物品の当該自動車製造業者等への引渡しに著しい支障が生じるおそれがある

と認めるときは、主務省令で定めるところによ

り、主務大臣に対し、その旨を申し出ることが

## (指定引取場所に係る勧告)

第四十一条 主務大臣は、前条の規定による申出があつた場合において、同条に規定する支障の発生を回避することにより特定再資源化等物品の適正な引渡しを確保するため特に必要があると認めるときは、当該申出に係る自動車製造業者等に対し、当該申出をしたフロン類回収業者、解体業者又は破碎業者による特定再資源化等物品の当該自動車製造業者等への円滑な引渡しを確保するために必要な指定引取場所を設置すべきことを勧告することができる。

## 第二章 登録及び許可

## (引取業者の登録)

第四十二条 引取業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないとときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

## (登録の申請)

第四十三条 前条第一項の登録を受けようとする者(以下「引取業登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2 事業所の名称及び所在地

## 三 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この節及び次節において同じ。)の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、引取業登録申請者が第四十五条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

## (登録の実施)

第四十四条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を引取業者登録簿に登録しなければならない。

## 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる事項

## 二 登録年月日及び登録番号

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

## (登録の拒否)

第四十五条 都道府県知事は、引取業登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

## (登録の届出)

第四十六条 引取業者は、第四十三条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

## (登録の抹消)

第四十九条 都道府県知事は、第四十二条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第五十一条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該引取業者の登録を抹消しなければならない。

## (標識の掲示)

第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所第六号若しくは第七号に該当する場合又は同

ない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第二百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第五十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四 引取業者で法人であるものが第五十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第五十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 引取業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八 引取業者で法人が合併により消滅した場合を代表する役員であつた者

九 引取業が破産により解散した場合その破産管財人

十 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合その清算人

十一 取業者であつた個人又は引取業者であつた法人を代表する役員

十二 法人が破産により解散した場合その破産管財人

十三 法人が合併により消滅した場合その清算人

十四 引取業者が前各号のいずれかに該当するに至つたときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十五 その登録に係る引取業を廃止した場合引取業者であつた個人又は引取業者であつた法人を代表する役員

十六 引取業者が前各号のいずれかに該当するに至つたときは、引取業者の登録は、その効力を失う。

十七 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該引取業登録申請者に通知しなければならない。

一八 引取業登録申請者が前各号のいずれかに該当するとき、申請書に記載された第四十三条第一項第五号に掲げる事項が使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならぬ。

一九 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号若しくは第七号に該当する場合又は同

項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合を除き、その届出があつた事項のうち第四十二条第一項第二項の規定は第一項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

二〇 第四十三条第二項の規定は第一項の規定による届出について、第四十四条第二項の規定は前項の規定による登録について、それぞれ準用する。

二一 第四十七条 都道府県知事は、引取業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

二二 第四十八条 引取業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二三 第四十九条 都道府県知事は、引取業者登録簿に登録しなければならない。

二四 第五十条 引取業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所第六号若しくは第七号に該当する場合又は同

所に、氏名又は名称、登録番号その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。(登録の取消し等)

第五十一条 都道府県知事は、引取業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第四十二条第一項の登録(同条第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。

二 使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制が第四十五条第一項の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

三 第四十五条第一項第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

四 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

五 第四十五条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(主務省令への委任)

第五十二条 この節に定めるもののほか、引取業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

#### 第二節 フロン類回収業者の登録

(フロン類回収業者の登録)

第五十三条 フロン類回収業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同

項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。(登録の申請)

第五十四条 前条第一項の登録を受けようとする者(以下「フロン類回収業登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員の氏名

四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

五 回収しようとするフロン類の種類

六 使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力

七 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、フロン類回収業登録申請者が第五十六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

第五十五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項第一号から第五号までに掲げる

一 前項の事項

使用済自動車の再資源化等に関する法律案及び同報告書



## (標識の掲示)

第六十五条 解体業者は、主務省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならぬ。

## (許可の取消し等)

第六十六条 都道府県知事は、解体業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 不正の手段により第六十条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)を受けたとき。
- 三 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第六十二条第一項第一号の主務省令で定める基準に適合しなくなったとき。
- 四 第六十二条第一項第一号イからヌまでのいづれかに該当するに至ったとき。

## 第四節 破碎業の許可

## (破碎業の許可)

第六十七条 破碎業を行おうとする者は、当該業者を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可は、五年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可是、許可

の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

第六十八条 前条第一項の許可を受けようとする者は(以下「破碎業許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

## (許可の申請)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

## 二 事業の範囲

## 三 事業所の名称及び所在地

## 四 法人である場合においては、その役員の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

## 五 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所

## 六 事業の用に供する施設の概要

## 七 その他主務省令で定める事項

前項の申請書には、破碎業許可申請者が次条第一項第二号に適合することを誓約する書面その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

## (許可の基準)

第六十九条 都道府県知事は、第六十七条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その事業の用に供する施設及び破碎業許可申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 破碎業許可申請者が第六十二条第一項第二号イからヌまでのいづれにも該当しないこ

と。

第七十条 破碎業者は、第六十七条第一項の許可のようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第七十一条 破碎業者は、第六十八条第一項第一号又は第三号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

## (変更の許可)

## (変更の届出)

第六十八条第二項の規定は、前項の規定によること。

## 2 第六十八条第二項の規定による届出について準用する。

## 2 第六十八条第二項の規定による届出について準用する。

第七十二条 第六十四条から第六十六条までの規定は、破碎業者について準用する。この場合において、第六十六条第一号中「第六十条第一項の許可(同条第一項の許可の更新を含む。)」とあるのは「第六十七条第一項の許可(同条第二項の許可の更新を含む。)」と、同条第二号中「第六十二条第一項第一号」とあるのは「第六十九条第一項第一号」と読み替えるものとする。

## 第四章 再資源化預託金等

## (再資源化預託金等の預託義務)

第七十三条 自動車第三項に規定するものを除く。以下この項及び次項において同じ。)の所有者は、当該自動車が最初の自動車登録ファイルへの登録(道路運送車両法第四条の規定による自動車登録ファイルへの登録をいう。以下同じ。)を受けるとき(同法第三条に規定する軽自動車(同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車を除く。)にあっては当該自動車が最初の自動車検査証の交付(同法第六十条第一項又は第七十二条第四項の規定による自動車検査証の交付をいう。以下同じ。)を受けるとき、同法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車にあっては当該自動車が最初の車両番号の指定(同法第九十七条の三第一項の規定による車両番号の指定をいう。以下同じ。)を受けるとき)までに、当該自動車に係る再資源化等料金(次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該自動車に係る特定再資源化等物品を第二十二条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が第三十四条第一項の規定により公表した同表の中欄に掲げる料金(当該自動車製造業者等が存しない場合又は当該自動車製造業者等を確知することができない場合(次項各号において「製造業者不存在の場合」という。)にあっては、指定再資源化機関が第一百八条第一項の規定により公表した同表の下欄に掲げる料金)をいう。第三項において同じ。)に相当する額の金銭を再資源化等預託金として資金管理法に對し預託しなければならない。

|  |                   |
|--|-------------------|
| 一 指定回収物品及び特定工車アコンディショナーのいづれも搭載されていない自動車に掲げる自動車を除く。 | 第三十四条第一項第一号に定める料金 |
| 二 第三十四条第一項第一号に定める料金                                | 第一百八条第一項第一号に定める料金 |
| 三 第一百八条第一項第一号及び第二百八条第一項第一号に定める料金                   | 第一百八条第一項第一号に定める料金 |



2 自動車の所有権の譲渡があったときは、当該所有権を有する者が預託した再資源化預託金等は、当該所有権の譲受人が預託したものとみなす。

### (再資源化預託金等の取戻し)

第七十八条 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者は、当該自動車を輸出した場合その他当該再資源化預託金等を預託しておる必要がないものとして政令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、当該再資源化預託金等を取り戻すことができる。

車を輸出した日から二年を経過したときは、政令で定めるの政令で定める場合にあっては、政令で定めるときには、時効によって消滅する。  
第一項の規定により再資源化預託金等を取り戻そうとする者は、政令で定めるところにより資金管理法人が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を資金管理法人に納めなければならぬ。

**(主務省令への委任)**  
第七十九条 この章に定めるもののほか、再資源化預託金等の預託、払渡し及び取戻しに関する必要な事項は、主務省令で定める。

（書面の交付）

第五章 移動軒

第八十条 引取業者は、使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを求めた者に対し、自口の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号（これに類するものとして主務省令で定めるのを含む。以下同じ）。その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

引取業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該使用済自動車の引取りを始めた者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織の引取業者へ送付する。

使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該引取業者は、当該書面を交付したものとみなす。

(移動報告)  
第八十一条 引取業者は、使用済自動車を引き

取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該

2 ならない。  
引取業者は、フロン類回収業者又は解体業者  
に使用済自動車を引き渡したとき(当該フロン

類回収業者又は解体業者に当該使用済自動車を引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合

にあつては、当該使用済自動車の運搬を受託した者に当該使用済自動車を引き渡したときは、主務省令で定めるとところにより、主務省令

で定める期間内に、当該使用済自動車の引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該使用済自動車

3 の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該使用済自

自動車の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければ

4 フロン類回収業者は、自動車製造業者等又はならない。

指定再資源化機関にフロン類を引き渡したとき  
(当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関  
に当該フロン類を引き渡すために行う運送を也)

に委託する場合にあっては、当該フロン類の運搬を受託した者に当該フロン類を引き渡した

とき)は、主務省令で定めるところにより、主

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十一号 使用済自動車の再資源化等に関する法律案及び同報告書

一九

車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行う全部再資源化の委託に係るものである場合にあっては、その旨並びに当該自動車製造業者等及び当該解体自動車の引渡しを受ける解体自動車全部利用者の氏名又は名称、当該解体自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

12 破碎業者は、自動車製造業者等又は指定再資源化機関に自動車破碎残さを引き渡したとき（当該自動車製造業者等又は指定再資源化機関に当該自動車破碎残さを引き渡すために行う運搬を他人に委託する場合にあっては、当該自動車破碎残さの運搬を受託した者に当該自動車破碎残さを引き渡したときは、主務省令で定めることにより、主務省令で定める期間内に、当該自動車破碎残さの引渡しを受ける者の氏名又は名称、当該自動車破碎残さに係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

13 自動車製造業者等又は指定再資源化機関は、特定再資源化等物品を引き取ったときは、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間内に、当該特定再資源化等物品の引取りを求めた者の氏名又は名称、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号その他の主務省令で定める事項を情報管理センターに報告しなければならない。

（移動報告の方法）

第八十二条 関連事業者、自動車製造業者等又は指定再資源化機関（以下この章において「関連事業者等」と総称する。）は、前条各項の規定による報告（以下「移動報告」と総称する。）については、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織（情報管理センターの使用に係る電子計算機と関連事業者等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した電子情報処理組織）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して

をいう。以下同じ）を使用して行わなければならぬ。

2 前項の規定により行われた移動報告は、情報管理センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイル（第八十九条第三項を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録するものとし、ファイルへの記録がされた時に情報管理センターに到達したものとみなす。

3 関連事業者等は、情報管理センターに対し、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めて、その移動報告に係る書面に記載された事項をファイルに記録すべきことを求めるときは、第一項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、当該移動報告を書面の提出により行うこととする。

4 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が書面の提出により行われたときは、当該書面に記載された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されなければならない。

第八十四条 情報管理センターは、移動報告により報告された情報に係るファイルの記録を、当該移動報告を受けた日から主務省令で定める期間保存しなければならない。

（ファイルの閲覧の請求等）

第八十五条 関連事業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項であつてその者が引き取った使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化等物品（以下この章において「使用済自動車等」と総称する。）に係るものについて、電子情報処理組織を使用して行う閲覧（以下「ファイルの閲覧」という。）又は当該事項を記載した書類若しくは当該事項を記録した磁気ディスク（以下「書類等」という。）の交付を請求することができる。

（照会の申出）

第八十七条 使用済自動車を引取業者に引き渡した者は、ファイルに記録されている事項であつて当該使用済自動車に係るものについて、当該引取業者に対し、情報管理センターに照会すべきことを申し出ることができる。この場合において、当該引取業者は、正当な理由がある場合を除き、第八十五条第一項の規定により情報管理センターに対しファイルの閲覧又は書類等の交付を請求し、その者に回答しなければならない。

（都道府県知事への報告等）

第八十八条 情報管理センターは、第八十一条第一項、第三項、第七項又は第十項の規定による報告（以下この条において「引取実施報告」という。）を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引取実施報告を行った者が行う同条第二項、第六項、第八項、第九項、第十一項又は第十二項の規定による報告（以下この条において「引取後引渡実施報告」という。）を受けないときは、遅滞なく、その旨を当該引取実施報告を行つた者に通知しなければならない。

2 関連事業者等は、当該関連事業者等が行った移動報告に係る第五項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

6 情報管理センターは、前項のファイルに記録された事項が同項の書面に記載された事項と同一でないことを知ったときは、直ちに当該ファイルに記録された事項を訂正しなければならない。

2 関連事業者等（引取業者を除く。）は、使用済自動車等の引取りを求められたときは、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに對し、ファイルに記録されている事項であつて当該引取りを求められた使用済自動車等に係るものについて、ファイルの閲覧又は書類等の交付を請求することができる。

3 第三十一条第一項の認定を受けた自動車製造業者等は、主務省令で定めるところにより、情報管理センターに対し、ファイルに記録されて

いる事項であつて当該自動車製造業者等が当該

移動報告を行ふことができない場合として主務省令で定める場合には、電子情報処理組織の使用に代えて、主務省令で定めるところにより、磁気ディスクの提出により移動報告を行うことができる。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

2 情報管理センターは、前項の規定により移動報告が磁気ディスクの提出により行われたときは、当該磁気ディスクに記録された事項を、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録しなければならない。

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、政令で定めるところにより情報管理センターが主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

4 前三項の規定により書類等の交付を請求する者は、主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を情報管理センターに納めなければならない。

第十一項の規定による報告(同条第九項又は第十一項の規定による報告にあっては、解体自動車全部利用者への引渡しに係るものを除く。以下この条において「引渡実施報告」という。)を受けた後主務省令で定める期間内に、当該引渡実施報告により報告された使用済自動車等の引渡しを受ける者(以下この条において単に「引渡しを受ける者」という。)が行うべき同条第三項、第七項、第十項又は第十三項の規定による報告(以下この条において「引渡後引取実施報告」といいう。)を受けないとときは、遅滞なく、その旨を当該引渡実施報告を行った者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、引渡しを受ける者又は当該通知を受けた者の委託を受けて使用済自動車等の運搬を行う者に対し問合せを行うことその他の方法により、速やかに、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しの状況を確認しなければならない。

4 情報管理センターは、第一項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引取実施報告を行った者が行うべき引取後引渡実施報告を受けないときは、主務省令で定めることにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれがある旨及び当該引取実施報告を行った者の氏名又は名称、当該使用済自動車等の車台番号(特定再資源化等物品にあっては、当該特定再資源化等物品に係る使用済自動車の車台番号)次項において同じ。)その他の主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

5 情報管理センターは、第二項の通知を行った後主務省令で定める期間を経過してもなお同項の引渡しを受ける者が行うべき引渡後引取実施報告を受けないときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該使用済自動車等の引取り又は引渡しが適正に行われていないおそれを取り又は引渡しが適正に行われていないおそれ

けた関連事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

二 再資源化預託金等の預託に関する証明を行うこと。  
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

#### (資金管理業務規程)

第九十四条 資金管理法人は、資金管理業務を行うときは、その開始前に、資金管理業務の実施方法その他の主務省令で定める事項について資金管理業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

3 第九十二条 主務大臣は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人その他當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務(以下「資金管理業務」という。)を適正かつ確実に行うことができるところの承諾を拒むことができない。

4 第九十三条 主務大臣は、前項の規定による指定をするときには、当該移動報告を行つた場合には、正当な理由がなければ、当該移動報告を使用して行うことができる。

5 第九十四条 主務大臣は、前項の規定による指定をするときには、当該資金管理法人として指定することができる。

6 第九十五条 資金管理法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、資金管理業務に関し事業計画書及び收支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 第九十六条 資金管理法人は、前項の認可を受けたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

8 第九十七条 資金管理法人は、資金管理業務規程が資金管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その資金管理業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

9 第九十八条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

10 第九十九条 資金管理法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

11 第一百条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

12 第一百零一条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

13 第一百零二条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

14 第一百零三条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

15 第一百零四条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

16 第一百零五条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

17 第一百零六条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

18 第一百零七条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

19 第一百零八条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

20 第一百零九条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

21 第一百一十条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

22 第一百一十一条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

23 第一百一十二条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

24 第一百一十三条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

25 第一百一十四条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

26 第一百一十五条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

27 第一百一十六条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

28 第一百一十七条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

29 第一百一十八条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

30 第一百一十九条 資金管理法人は、第一項の認可を受けたときは、当該資金管理法人の名称、住所及び事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、資金管理業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

**(業務の休廃止)**  
第九十六条 資金管理法人は、主務大臣の許可を受けなければ、資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

**(再資源化預託金等の運用)**  
第九十七条 資金管理法人は、次の方法によるほか、再資源化預託金等を運用してはならない。

一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有  
二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金  
三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭の預託

2 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、再資源化預託金等に係る経理とその他の経理とを区分して整理しなければならない。  
(特定再資源化預託金等の取扱い)

第九十八条 資金管理法人は、その管理する再資源化預託金等(その利息を含む。以下この条において同じ。)のうち、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「特定再資源化預託金等」という。)があるときは、政令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けて、当該特定再資源化預託金等をその資金管理業務の実施に要する費用に充て、又は指定再資源化機関に対し第百六条第一号から第五号までの業務に要する費用に充てることを条件として、若しくは情報管理センターに対し第百四条に規定する情報管理業務に要する費用に充てることを条件として出だすことができる。  
一 再資源化預託金等が預託されている自動車の所有者に係る第七十八条第二項の規定により消滅した場合

における当該再資源化預託金等

の費用に充て、又は指定再資源化機関若しくは情報管理センターに対し出えんした後において、なお主務省令で定める額を超える額の特定再資源化預託金等があるときは、資金管理法人が定める期間(次項において「特定期間」という。)に限り、自動車の所有者が第七十三条第一項又は第三項の規定により預託すべき再資源化預託金の一部を負担することができる。

3 前項の場合において、資金管理法人は、あらかじめ、政令で定めるところにより、特定期間、その負担する金銭(第五項において「負担金」という。)の額その他主務省令で定める事項を定めた計画を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

(解任命令)

第一百一条 主務大臣は、資金管理法人の役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき、第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務に関し著しく不適当な行為をしたときは、資金管理法人に対して、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び立入検査)

第一百二条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、資金管理法人に対し、資金管理業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、資金管理法人の事務所に立ち入り、資金管理業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第一百三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、資金管理法人に対し、資金管理業務に関し監督上必要な命令をす

(指定の取消し等)

3 資金管理業務諮問委員会の委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、資

二 解体自動車が解体自動車全部利用者に引き渡された場合(当該解体自動車が第三十一条第一項の規定により自動車製造業者等が主務大臣の認定を受けて行つ全部再資源化の委託に係るものである場合を除く。)における当該解体自動車に係る再資源化等預託金(第三十一条第一項第一号に定める料金又は第百八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。)  
四 材料第一項第一号に定める料金又は第百八条第一項第一号に定める料金に相当するものに限る。)  
三 フロン類回収業者がフロン類の再利用をした場合における当該フロン類の破壊に係る再資源化等預託金  
四 再資源化預託金等が預託されている自動車が最後に自動車検査証の交付又は自動車検査証の返付(道路運送車両法第六十二条第二項(同法第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による自動車検査証の返付をいう。以降同じ。)を受けた日から起算して二十年を経過する日(以下この号において「期限日」という。)までの間に当該自動車に係る特定再資源化等物品に係る再資源化等預託金又は情報管理預託金について第七十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)、第四項及び第六項の規定による払渡しの請求がない場合における当該再資源化預託金等(前二号に掲げるもの及び当該自動車の所有者が主務省令で定めるところにより期限日以後においても当該自動車を繼續して使用する旨を資金管理法人に通知した場合における当該再資源化預託金等を除く。)  
五 前各号に掲げるものはか第七十六条第一項、第四項及び第六項の規定による払渡しの必要がないものとして主務大臣が認める場合における当該再資源化預託金等

2 資金管理法人には、資金管理業務諮問委員会を置かなければならない。  
3 資金管理業務諮問委員会は、資金管理法人の代表者の諮問に応じ、再資源化預託金等の運用、特定再資源化預託金等の取扱いその他資金管理業務の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を資金管理法人の代表者に述べることができる。  
3 資金管理業務諮問委員会の委員は、経済又は金融に関して高い識見を有する者その他の学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、主務大臣の認可を受けて、資

金管理法人の代表者が任命する。  
(帳簿の備付け)  
第一百条 資金管理法人は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、資金管理業務に關し主務省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

一 資金管理業務を適正かつ確実に実施する」とができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理制度規程によらないで資金管理業務を行つたとき。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定による指定の取消しが行われた場合において、再資源化預託金等がなお存するときは、当該指定の取消しに係る法人は、主務大臣が指定する資金管理法人に当該再資源化預託金等を速やかに引き渡さなければならない。

4 前項に定めるもののほか、主務大臣が第一項の規定により指定を取り消した場合における資金管理業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

## 第二節 指定再資源化機関

(指定)

第一百五条 主務大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人その他當利を目的としない法人であつて、次条に規定する業務(以下「再資源化等業務」という。)を適正かつ確実に行つこができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定再資源化機関として指定することができる。

(業務)

第一百六条 指定再資源化機関は、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 自動車製造業者等であつてその製造等に係る自動車の台数が主務省令で定める台数に満たないもの(以下「特定自動車製造業者等」という。)の委託を受けて、当該特定自動車製造業者等が再資源化等を行ふべき特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する

こと。

二 第二十二条の規定により引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は当該自動車製造業者等を確認することができない特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること。

三 市町村の長の申出を受けて、離島の地域として政令で定める地域のうち主務大臣が引取業者への使用済自動車の引渡しに支障が生じている地域として主務省令で定める条件に該当する旨を公示した地域をその区域とする市町村が、引取業者に使用済自動車を引き渡すために行う運搬その他の当該支障を除去するための措置を講ずる場合において、当該市町村に対し、当該措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力をを行うこと。

四 使用済自動車、解体自動車若しくは特定再資源化等物品又はこれらの処理に伴つて生じた廃棄物が不適正に処分された場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力をを行うこと。

五 前号に規定する場合において、廃棄物処理法第十九条の七第一項又は第十九条の八第一項の規定により地方公共団体の長が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

六 前号に掲げるもののほか、地方公共団体そ

の他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施すること。

七 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に關し、必要な調査並びに知識の普及及び啓発を行うこと。

八 使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡し並びに再資源化等の実施に關し、自動車の所有者、関連事業者、自動車製造業者等その他の者の照会に応じ、これを処理すること。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

## (解体業の許可等の特例)

第一百七条 指定再資源化機関又はその委託を受けた者は、前条第五号又は第六号に掲げる業務を行ふときは、第六十条第一項又は第六十七条第

一項の規定にかかるらず、これらの規定による許可を受けないで、当該業務に必要な行為を業として行なうことができる。

2 指定再資源化機関は、前項に規定する行為を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 解体業者、破碎業者又は自動車製造業者等が前項の委託を受けて第一項に規定する行為を行う場合には、当該解体業者、破碎業者又は自動車製造業者等については、第二章及び第五章の規定は、適用しない。

(再資源化等に係る料金の公表)

第一百八条 指定再資源化機関は、主務省令で定めることにより、第百六条第二号に掲げる業務の対象となる自動車に係る次の各号に掲げる再資源化等について、あらかじめ、当該各号に定める料金を定め、これを公表しなければならない。

一 自動車破碎残さの再資源化 当該自動車に係る自動車破碎残さについて指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に関する料金

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再資源化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金が適正かつ明確に定められていること。

二 指定再資源化機関及び指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に関する契約(以下「再資源化等契約」という。)又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められて

いること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

三 フロン類の破壊 当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について指定再資源化機関が行うその破壊に必要な行為(当該フロン類に係るフロン類回収料金の支払を含む。)に関する料金

2 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、第百六条第六号に掲げる業務に関する料金を定め、これを公表しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

(再資源化等業務規程)

第一百九条 指定再資源化機関は、再資源化等業務を行うときは、その開始前に、再資源化等業務の実施方法、第百六条第一号の委託に係る料金(以下「委託料金」という。)の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金その他の主務省令で定める事項について再資源化等業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 主務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 再資源化等業務の実施方法、委託料金の額の算出方法、前条第一項各号に定める料金、フロン類回収料金及び指定回収料金並びに第百六条第六号に掲げる業務に関する料金が適

当該自動車に搭載されている特定エアコンディショナーに充てんされているフロン類について指定再資源化機関が行うその再資源化に必要な行為に関する契約(以下「再資源化等契約」という。)又は特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為の実施の契約を締結する者の責任並びに委託料金の收受に関する事項が適正かつ明確に定められて

ものでないこと。  
四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

3 主務大臣は、第一項の認可をした再資源化等業務規程が再資源化等業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その再資源化等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。  
(事業計画等)

第百十条 指定再資源化機関は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再資源化等業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定再資源化機関は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、再資源化等業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。  
(区分経理)

第百十一条 指定再資源化機関は、第二百六条第二号から第五号までに掲げる業務に係る経理とそとの他の経理とを区分して整理しなければならない。

(再資源化等契約の締結及び解除)

第百十二条 指定再資源化機関は、再資源化等契約の申込者が再資源化等契約を締結していたことがある特定自動車製造業者等である場合において、その者につき、支払期限を超えてまだ支払われていない委託料金があるとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契約の締結を拒絶してはならない。

2 指定再資源化機関は、再資源化等契約を締結した特定自動車製造業者等の当該再資源化等契約に係るすべての特定再資源化等物品の再資源化等を行ったとき、その他主務省令で定める正当な理由があるときを除いては、再資源化等契

約を解除してはならない。

(準用)

第百十三条 第九十二条第二項から第四項まで、第九十六条、第一百条から第三条まで並びに第二百四条第一項及び第二項の規定は、指定再資源化機関について準用する。この場合において、

第百四十六条、第一百条、第二百二条第一項、第二百三十二条及び第二百四条第一項第一号中「資金管理業務」とあるのは「再資源化等業務」と、第二百一条中

「第九十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程に違反する行為をしたとき、又は資金管理業務」とあるのは「第二百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務」と、第二百四条第一項第三号中「第九

十四条第一項の認可を受けた同項に規定する資金管理業務規程によらない資金管理業務」とあるのは「第二百九条第一項の認可を受けた同項に規定する再資源化等業務規程によらない再資源化等業務」と読み替えるものとする。

第百四十七条 情報管理センター  
(指定)

第百四十八条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 第百四十九条 情報管理センター  
(報告)

第百五十条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

六 第百五十二条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

七 第百五十三条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

八 第百五十四条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

九 第百五十五条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十 第百五十六条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十一 第百五十七条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十二 第百五十八条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十三 第百五十九条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十四 第百六十条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十五 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十六 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十七 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十八 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

十九 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

二十 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

二十一 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

二十二 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

二十三 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

二十四 第百六十一条 情報管理センターは、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、ファイルに記録されている事項を集計し、使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化等物品の引取り及び引渡しの状況について主務大臣に報告しなければならない。

一 特定の者に對し不當な差別的取扱いをするものでないこと。

二 報告管理事務を電子情報処理組織により処理するために必要なプログラム、ファイルその他の資料を作成し、及び保管すること。

三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

五 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

六 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

七 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

八 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

九 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十一 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十二 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十五 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十六 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十七 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十八 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

十九 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十一 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十二 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十四 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十五 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十六 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十七 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十八 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

二十九 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

三十 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

三十一 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

三十二 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。

三十三 自動車の所有者、関連事業者及び自動車製造業者等の利益を不當に害するおそれがあるものでないこと。



第十六条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第十八条第七項の規定により引き渡す使用済自動車(使用済自動車再資源化法第二条第二項に規定する使用済自動車をいう。)又は解体自動車(同条第三項に規定する解体自動車をいう。)に限る。)の運搬とする。

次に掲げる行為については、廃棄物処理法第

一 事業者が第八条の規定によりその使用済自力更生を図るに当り、

動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託(当該引取業者、フロン類回収業者若しくは解体業者に対する運搬の委託又は解体業者に対する処分の委託に限る。)

二  
解体業者が行う次の運搬又は処分の委託  
イ 第十六条第二項の規定によりその指定回  
取物品を自動車製造業者等(第十三条第一

口 第十六条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託(当該他の解体業者又は破碎業者に対するものに限  
る。以下この条において同じ。)に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物品の運搬又は処分の委託(当該自動車製造業者等に対するものに限る。)をいたす。

三  
一 破碎業者が行う次の運搬又は処分の委託  
イ 第十八条第二項の規定によりその解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託当該他の破碎業者に対する

口 第十八条规定

口 第十八条第六項の規定によりその自動車  
破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場

合における当該引渡しに係る当該自動車破  
碎残さの運搬又は処分の委託(当該自動車  
製造業者等に対するものに限る。)

次に掲げる行為については、廃棄物処理法第  
二条の三第一項の規定は、適用しない。

事業者が第八条の規定によりその使用済自動車産業廃棄物を引取業者に引き渡す場合に

における当該引渡しに係る当該使用済自動車産業廃棄物の運搬又は処分の委託(当該引取業

者に当該使用済自動車産業廃棄物を引き渡すために行う運搬の委託を除く。)

解体業者が行う次の運搬又は処分の委託  
イ 第十六条第三項の規定によりその指定回

收物品を自動車製造業者等に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該指定回収物の重量(はいり)を

口 品の選択又は処分の委託  
第十六条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によりそつ解本

用する場合を含む)の規定によりその解体自動車を他の解体業者又は破碎業者に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該解

車の運搬又は処分の委託  
体自動車の運搬又は処分の委託  
破碎業者が行う次の運搬又は処分の委託

イ 第十八第二項の規定によりその解体自動車を他の破碎業者に引き渡す場合における

る当該引渡しに係る当該解体自動車の運搬又は処分の委託

口 第十八条第六項の規定によりその自動車  
破碎残さを自動車製造業者等に引き渡す場

合における当該引渡しに係る当該自動車破  
碎残さの運搬又は処分の委託

**二十三条** 産業廃棄物収集運搬業者(引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受ける業者等)による廃棄物処理法の

けて使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかるわらず、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の業を行なうことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準(以下単に「一般廃棄物処理基準」という。)に従い、使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を行なわなければならない。

2 廃棄物処理法第七条第一項の許可を受けた者が行う収集及び運搬であつて使用済自動車一般廃棄物に係るものについては、同条第八項の規定は、適用しない。

3 一般廃棄物収集運搬業者(引取業者、フロン類回収業者又は解体業者の委託を受けて使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第十四条第一項の規定にかかるわらず、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬の業を行なうことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第十二条第一項に規定する産業廃棄物処理基準(以下単に「産業廃棄物処理基準」という。)に従い、使用済自動車産業廃棄物の収集又は運搬を行なわなければならない。

(一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われた場合の廃棄物処理法の適用の特例等)

第一百二十四条 第百二十二条第十一項の規定に違反する使用済自動車一般廃棄物の収集又は運搬の委託により一般廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車一般廃棄物の処分が行われたときは、当該委託をした者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

産業廃棄物処理基準に適合しない使用済自動車産業廃棄物、解体自動車又は特定再資源化物品(以下この項において「使用済自動車産業廃棄

物等」という。)の処分が行われた場合(自動車製造業者等又は指定再資源化機関が引き取った特定再資源化物品について当該处分が行われた場合を除く。)において、当該使用済自動車産業廃棄物等に係る一連の引取り若しくは引渡し又は再資源化の行程における移動報告に係る義務について、次の各号のいずれかに該当する者がいるときは、その者は、廃棄物処理法第十九条の五の規定の適用については、同条第一項第三号に掲げる者に該当するものとみなす。

一 第八十二条第一項又は第二項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った引取業者

二 第八十二条第三項又は第六項の規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行ったフロン類回収業者

三 第八十二条第七項から第九項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った解体業者

四 第八十二条第十項から第十二項までの規定に違反して、情報管理センターへの報告を行わず、又は虚偽の報告を行った破砕業者  
(許可等に関する意見聴取)

五百一十五条 都道府県知事は、第六十条第一項又は第六十七条第一項の許可をしようとするときは、第六十二条第一項第二号へからヌまでに該当する事由(同号ト、チ及びヌに該当する事由にあっては、同号ヘに係るものに限る。次項及び次条において同じ。)の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くものとする。

六 都道府県知事は、第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)による処分をしようとするときは、第六十二条第一項第二号へからヌまでに該当する事由の有無について、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聞くものと

## (都道府県知事への意見)

第一百二十六条 警視監又は道府県警察本部長は、解体業者又は破碎業者について、第六十二条第一項第一号へから又までに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、都道府県知事が当該解体業者又は破碎業者に対し適当な措置をとることが必要であると認める場合には、都道府県知事に対し、その旨の意見を述べることができる。

(関係行政機関への照会等)

第一百二十七条 都道府県知事は、第一百一十五条に規定するもののほか、この法律の規定に基づく事務に関する、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができ。

(再審査請求)

第一百二十八条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分(第一百三十五条に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服のある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(再資源化により得られた物の利用義務)

第一百二十九条 使用済自動車、解体自動車又は特定再資源化物品の再資源化により得られた物を利用することができます。事業を行なう者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)で定めるところにより、これを利用しなければならない。

2 自動車の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者は、資源の有効な利用の促進に関する法律で定めるところにより、その事業に係る自動車のうち使用済自動車となつたもの又は当該自動車に係る解体自動車若しくは特定再資源化物品の再資源化を促進するための措置を講じなければならない。

(報告の徴収)

第一百三十条 都道府県知事は、この法律の施行に

必要な限度において、政令で定めるところにより、関連事業者に対し、使用済自動車若しくは解体自動車の引取り若しくは引渡し、特定再資源化等物品の引渡し又は使用済自動車若しくは解体自動車の再資源化の実施の状況に關し報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、情報管理センターに対し、ファイルに記録されている事項について、報告をさせることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、自動車製造業者等又はその委託を受けた者(第二十八条第一項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。)に対し、特定再資源化等の引取り又は再資源化等の実施の状況に關し報告をさせることができる。

(立入検査)

第一百三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関連事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、自動車製造業者等又はその委託を受けた者(第二十八条第一項第二号に規定する者である者に限る。次条第二項において同じ。)の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(事務の区分)

第一百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十二条第一項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

3 第百三十三条 この法律における主務大臣は、経済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第一百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十二条第一項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方支分部局の長に委任することができる。

3 第百三十六条 この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る)

第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならぬこととする。

(経過措置)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十二条第一項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方支分部局の長に委任することができる。

3 第百三十六条 この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る)

第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならぬこととする。

(経過措置)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十二条第一項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方支分部局の長に委任することができる。

3 第百三十六条 この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る)

第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならぬこととする。

(経過措置)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十四条 第百三十条第三項及び第一百三十二条第一項の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

2 第百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下この条において「都道府県等」という。)が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方支分部局の長に委任することができる。

3 第百三十六条 この法律の規定により都道府県等が処理することとされている事務(第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る)

第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならぬこととする。

(経過措置)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

第十八条第一項及び第五項並びに第二十五条第二項の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聽かなければならぬこととする。

(経過措置)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第百三十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(主務大臣等)

第百三十三条 この法律における主務大臣は、経

済産業大臣及び環境大臣とする。

2 この法律における主務省令は、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

六 第七十一条第一項の規定に違反して、破壊業を行つた者

五十万円以下の罰金に処する。

準用する場合を含む。)の規定に違反した者  
二 第二十条第三項、第二十四条第三項、第二

**第二條第三項、第二十四條第三項、第二十六條第四項、第三十五條第二項、第三十八條第二項**

第二項又は第九十一条第三項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

**第一百四十四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべ

き事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は張薄

を保存しなかつた者

二 第四一ノ条第一項、第四十ノ条第一項(第五十九条において準用する場合を含む。)、第二十二ノ条第一項、第二十三ノ条第一項、第二

五十七條第一項、第六十二條第一項、第六十四條(第七十二条において準用する場合を含

む。)又は第七十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

### 三 第百三十条第一項又は第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第百三十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第一百四十二条** 次の各号のいずれかに該当すると  
きは、その違反行為を二賛金管理法へ、指

きは、その違反行為をした資金管理法人 指定  
再資源化機関又は情報管理センターの役員又は  
職員は、三ヶ月以内に同一の

**職員は三十万円以下の罰金に処する。**

おいて読み替えて準用する場合(を含む。)の許可を受けないで、資金管理業務、再資源化等業務又は情報管理業務の全部を廃止したとき。

一 第百条(第百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第百二条第一項(第百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第百二条第一項(第百十三条及び第一百二十条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

五百四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第百三十七条、第百三十八条第一号から第六号まで、第百三十九条又は第百四十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

二 第五十条(第五十九条において準用する場合を含む。)又は第六十五条第七十二条において準用する場合を含む。)の規定による標識を掲げない者

（施行期日）  
附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十二条、第二十三条第四項、第二十四条、第二十八条から第三十条まで、第三十四

条から第四十一条まで、第三章第三節及び第四節第六十五条(第七十二条において準用する場合を含む。)を除く。)、第七十三条第四項(情報管理料金の認可に係る部分に限る。)、第五項、第六項(料金の認可に係る部分に限る。)及び第七項、第七十八条第三項(手数料の認可に係る部分に限る。)、第七十九条、第八十二条第三項及び第八十五条第四項(これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。)及び第七百一十二条第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで(解体業者及び破碎業者に係る部分に限る。)、第七百二十二条、第七百二十五条、第七百二十六条、第七百三十一条第一項及び第三項、第七百三十二条、第七百三十四条、第七百三十八条第三号(第六十六号(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)に係る部分に限る。)及び第四号から第六号まで、第七百三十九条第二号(第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分に限る。)、第七百四十二条第一号(第六十三条第一項、第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。)及び第七十二条第一項に係る部分に限る。)、第三号及び第四号、第七百四十二条並びに第七百四十三条第一号並びに附則第五条から第七条までの規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

部分を除く。)、第五章(第八十二条第三項及び第八十五条第四項(これらの規定中手数料の認可に係る部分に限る。)を除く。)、第一百一十条、第二百二十二条(第二項及び第三項並びに第八項から第十項まで(解体業者及び破碎業者に係る部分に限る。)を除く。)、第一百二十四条、第二百三十三条第二項、第二百三十七条、第二百三十八条第一号、第二号及び第三号(第六十六条(第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。)に係る部分を除く。)、第二百三十九条第一号及び第二号(第二十四条第三項、第三十五条第二項及び第三十八条第二項に係る部分を除く。)、第二百四十条第一号及び第二号(第六十三条第一項、第六十四条(第七十二条において準用する場合を含む。)及び第七十一条第一項に係る部分を除く。)並びに第二百四十三条第二号並びに附則第三条、第四条、第八条、第九条、第十五条、第十六条、第十八条及び第十九条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあっては、市長)の登録(以下この条において「旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録」という。)を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次項において同じ。)がした第四十二条第一項の引取業者の登録を受けたものとみなす。

前項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の都道府県知事について一以上の登録を受けたものとみなされるものについては、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

前二項の規定により引取業者の登録を受けたものとみなされた者についての第四十二条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種特定製品引取業者の登録を受けた日(前項の規定により一以上の登録を受けた日)の登録とみなされた者については、当該二以上の登録のうち最初の登録を受けた日とみなす。

(フロン類回収業者の登録に関する経過措置)

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧フロン類回収破壊法第二十九条第一項の都道府県知事(旧フロン類回収破壊法第八十条第四項の政令で定める市にあっては、市長)の登録(以下この条において「旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録」という。)を受けている者は、当該旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録に係る事業所につき、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)がした第

五十三条第一項のフロン類回収業者の登録を受けたものとみなす。

前項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされる者であつて、同項の規定により、一の都道府県知事について二以上の登録を受けたものとみなされるものについて

は、当該二以上の登録を一の登録とみなして、この法律の規定を適用する。

者を除く)は、ついての第五十三条第二項の規定の適用については、その者が旧フロン類回収破壊法の第二種フロン類回収業者の登録を受けた。

明治の第一種の類似美術の登録を受けた日(前項の規定により)以上の登録を一の登録とみなされた者にあつては、当該二以上の登録

のうち最初の登録を受けた日)を同条第一項の  
フロン類回収業者の登録を受けた日とみなす。

第一項及び第二項の規定によりフロン類回収業者の登録を受けたものとみなされた者であつ

て、旧フロン類回収破壊法第三十二条第七項後段の規定による通知を受けた日から起算して三

月を経過しないもの(当該通知を受けた日以後  
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に

旧フロン類回収破壊法第三十三条第一項において読み替えて準用する旧フロン類回収破壊法第

十二条第一項の規定による更新を受けた者を除く。)についての第五十三条第二項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、

に「いでは 同項中「五年」とは」とあるのは  
「附則第十八条の規定による改正前の特定製品  
に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等

に係る法律第三十二条第七項後段の規定により、前項の通知を受けた日から起算して三月を経過する

日までにその更新を受け、かつ、その更新の日以降五年ごとに」とする。

(解体業の許可等に関する経過措置)  
第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の

際現に廃棄物処理法第七条第一項若しくは第四条

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十一号



使用済自動車に係る自動車重量税の納税者でない場合にあつては、当該使用済自動車につき当該使用済自動車の販賣者等に課税する。

**2** 量税を納付したものとみなして、当該使用済自動車の所有者に還付する。

けようとする使用済自動車の所有者は、政令で定める事項を記載した申請書を、政令で定めるところにより、国土交通大臣等(自動車

**重量税法第十条に規定する国土交通大臣等を  
いう。）を経由して、政令で定める場所の所轄  
税務署長に提出しなければならない。**

3 第一項の規定による還付金には、国税通則法の規定による還付加算金は、付さない。

**十六条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法第九十条の十二の規定は、附則第一条第一二

号に掲げる規定の施行の日以後に引取業者に引き渡された使用済自動車について適用する。

**十七条** 環境基本法(平成五年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

**第四十一条第二項第三号中「及び循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)」を「循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)」と**

第百十号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第一号)」に改め

(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一都改正)

十八条 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を次のよ

地の家がの破壊等に關する法律の一言不況の  
うに改正する。

目次



使用済自動車の再資源化等に関する法律案  
(内閣提出)に関する報告書

一 案件の目的及び要旨

本案は、廃棄物の最終処分場のひっ迫など廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している中で、循環型社会の実現に向けて、有用部品や金属を多く含み、再資源化による廃棄物の減量に大きな効果がある使用済自動車について、自動車製造業者等をはじめとする民間事業者の活力を最大限活かしつつ、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びにその再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自動車製造業者及び輸入業者(以下「自動車製造業者等」という。)は、自ら製造又は輸入した自動車が使用済となつた場合に生ずる自動車破碎残さ、指定回収物品及びカーニエーコン用フロン類を引き取り、自動車破碎残さ及び指定回収物品の再資源化を行うとともに、フロン類の破壊を行ふことについて義務を負うこととする。なお、義務履行が困難な小規模事業者の委託を受けた場合や自動車製造業者等が存在しない場合等においては、指定再資源化機関が再資源化等に必要な行為等を実施することとする。
- 2 引取業者及びフロン類回収業者の登録制度、解体業者及び破碎業者の許可制度を創設するとともに、これらの者の使用済自動車等の引取り及び引渡し義務並びに再資源化実施義務等について定める。
- 3 再資源化等に係る料金について、自動車製造業者等が自ら設定、公表することとし、必要な場合には主務大臣が勧告及び命令を行うこととする。また、当該再資源化等料金は、

自動車の所有者があらかじめこれを負担し、当該自動車が使用済となつて再資源化等が実施されるまで資金管理法人が管理を行うこととする。

4 関連事業者等は、使用済自動車等の引取り及び引渡しに際しては、情報管理センターに

対し、当該使用済自動車等の車台番号その他の事項の報告義務を負うこととする。

5 その他、指定法人に関する事項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例等の所要の規定の整備を行う。

6 この法律は、別段の定めのあるものを除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、1及び4については、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

7 自動車重量税の還付制度を創設する租税特別措置法の一部改正その他の関係法律の整備を行ふとともに、所要の経過措置等について定める。

二 議案の可決理由

本案は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るために、不適切な返還がなされないよう運用に努めるとともに、その施行状況を注視すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年六月七日

衆議院議長 締貫 民輔殿 谷畠 孝

(別紙)

使用済自動車の再資源化等に関する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 近年における廃棄物の発生量の増大、不法投棄が国民経済及び生活環境等に与える影響の重

大性等にかんがみ、廃棄物及びリサイクル行政を一的に進める見地から関係省庁間の緊密な連携を図り、不法投棄の防止等に資する十分な措置を講ずること。

二 使用済自動車の再資源化等に要する費用に関する法律案

自動車の所有者に新たに再資源化等預託金の負担を求めることとなることにかんがみ、複雑かつ国際的にも高い負担水準となっている自動車関係諸税については、その簡素化、軽減に

向けて早急に取り組むこと。

三 中古車輸出の際の再資源化預託金等の取戻し制度については、不適切な返還がなされないよう運用に努めるとともに、その施行状況を注視しつつ、将来的には必要に応じて当該費用を自動車の所有者に返還しない制度とすることも含め、そのあり方について適宜検討を行うこと。

四 指定回収物品の指定に当たっては、自動車の所有者の負担増加や事業者間の競争促進に十分に配慮しつつ、使用済自動車がリサイクルシステムにおいて概ね有価で流通する状況の創出、

環境負荷の発生の防止等の観点から実態の把握に努め、指定の追加及び削除について機動的な対応を行うこと。

また、タイヤ、バッテリー等の個別部品のリサイクル対策についても適切に取り組むとともに

に、必要が生じた場合には法律上の対応を含め、速やかに対応すること。

五 使用済自動車のリサイクル率向上に向けて自動車破碎残さの減量化が喫緊の課題となつてゐることにかんがみ、自動車製造業者等において自動車の設計、原材料等についての最大限の工夫がなされることを促すとともに、解体業・破

碎業における再資源化基準の設定に当たつては、経済性、効率性の観点から処理の実態を踏まえ、柔軟な対応を図ること。

六 資金管理法人、情報管理センター及び指定再資源化機関の指定に当たっては、法人運営の透明性・公開性の確保に努めるとともに、いやしくも天下り機関等との指摘を受けることがないよう、民間事業者の自主性の尊重及び組織の肥

大化の防止に十分に配慮すること。

七 自動車が国際的に流通する製品であることにかんがみ、今後とも諸外国の動向も踏まえつつ、望ましい法制度のあり方ににつき検討すること。

また、技術開発の進展等により実際に要する使用済自動車の処理費用が再資源化等預託金を下回った場合の差額の扱いについては、全体として自動車の所有者の負担の軽減に資するよう、リサイクルに要した資金の状況が自動車の所有者に開示されるべく本法に基づき措置すること。

八 著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十一日  
参議院議長 井上 裕  
衆議院議長 締貫 民輔殿

著作権法の一部を改正する法律案

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十条の二」に、「第一百条の四」を「第一百条の五」に、「第七節 権利の制限、譲渡及び行使等並びに登録(第一百二条第一百四条)」を「第七節 実演家人格権の一身専属性」に改める。

第一条第一項第二十号中「第八十九条第六項」を「第八十九条第一項に規定する実演家人格権若しくは同条第六項」に改め、「(著作者)の下に「又は



送を送信可能化する権利を専有する。  
第四章第五節中第百条の四を第百条の五とし、  
第一百条の三の次に次の二条を加える。

(送信可能化権)

第一百条の四 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有する。

第一百条中「の各号」を削り、「始まり、当該各号の行為が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時をもつて満了する」を「始まる」に改め、同条第一号及び第三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条に次の二项を加える。

2 著作隣接権の存続期間は、次に掲げる時をもつて満了する。

一 実演に関しては、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

二 レコードに関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年(その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年を経過する時までの間に発行されなかつたときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して五十年)を経過した時

三 放送に関しては、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

四 有線放送に関しては、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時

第五章中第七節を第八節とし、第六節の次に次の二节を加える。

第七節 実演家人格権の一身専属性等

(実演家人格権の一身専属性)

第一百条の二 実演家人格権は、実演家の一身に

専属し、譲渡することができない。

(実演家の死後における人格的利益の保護)

第一百条の三 実演を公衆に提供し、又は提示する者は、その実演の実演家の死後においても、実演家が生存しているとしたならばその実演家

人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該実演家の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。

第一百条の次に次の二条を加える。

(実演家人格権との関係)

第一百条の二 前条の著作隣接権の制限に関する規定(同条第三項の規定を除く。)は、実演家人格権に影響を及ぼすものと解釈してはならない。

第一百条中「又は第九十六条の二」を、「第九十一条の二、第九十九条の二又は第百条の四」に改める。

第六条の二、第九十九条の二又は第百条の三に改める。

第一百条中「又は第九十六条の二」を、「第九十一条の二、第九十九条の二又は第百条の四」に改める。

第六条の二、第九十九条の二又は第百条の三に改める。

人格権」を、「又は第六十条の下に「若しくは第百一条の三」を加え、同条第二項及び第三項中「著作

者」の下に「又は実演家」を加える。

第一百九条第一号中「出版権」の下に「、実演家人格権若しくは」を「著作権、実演家人格権若しくは」に改める。

第一百二十条中「第六十条」の下に「又は第一百一条の三」を加える。

第一百二十四条第一項第一号及び第一号中「著作者人格権」の下に「又は実演家人格権」を加える。

第一百二十条の二「第三号中「著作権」の下に「、実演家人格権」を加え、「著作権若しくは」に改める。

第一百二十条中「第六十条」の下に「又は第一百一条の三」を加える。

第一百二十四条第一項第一号及び第一号中「著作者人格権」の下に「又は実演家人格権」を加える。

(著作隣接権に関する規定の適用)

改正後の著作権法(以下「新法」という。)第七条第四号に掲げる実演(同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)で次に掲げるもの又は同条第五号に掲げる実演で次に掲げるものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号)以下「平成元年改正法」という。附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)以下「平成三年改正法」という。附則第二項の規定は、適用しない。

一 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の改正規定、第八条の改正規定、第九十五条の改正規定、第九十五条の三の改正規定、第九十七条の改正規定、第九十七条の三の改正規定、第九十八条の改正規定、第九十八条の三の改正規定及び附則第二項から第四項までの規定(以下「実演・レコード条約」という。)が日本について効力を生ずる日

一 実演・レコード条約の締約国において行われた実演

二 次に掲げるレコードに固定された実演

イ 実演・レコード条約の締約国の国民(当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。)をレコード製作者とするレコード

二 次に掲げるレコードに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

イ 実演・レコード条約の締約国で当該実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつたものに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

4 次に掲げるレコードに対する新法中著作隣接権に関する規定(第九十七条及び第九十七条の三第三項から第五項までの規定を含む。)の適用

については、著作権法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第四十九号）附則第二項、平成元年改正法附則第一項及び第三項並びに平成三年改正法附則第三項の規定は、適用しない。

一 新法第八条第三号に掲げるレコードで次に掲げるもの

イ 実演・レコード条約の締約国の国民をレコード製作者とするレコード

ロ レコードでこれに固定されている音が最初に実演・レコード条約の締約国において固定されたもの

二 新法第八条第四号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うもの

（実演家人格権についての経過措置）

5 この法律の施行前にその実演家の許諾を得て作成された録音物又は録画物に固定されている実演については、新法第九十条の二第一項の規定及び第九十条の三第一項の規定は、適用しない。ただし、この法律の施行後、当該実演に表示された当該実演に係る実演家名の表示を削除し、若しくは改変した場合若しくは当該実演に新たに実演家名を表示した場合又は当該実演を改変した場合には、この限りでない。

（商業用レコードの二次使用についての経過措置）

6 実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約（以下この項及び次項において「実演家等保護条約」という。）の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演であって、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前に当該固定がされた実演に係る実演家についての新法第九十五条第一項の規定の適用については、同条

第二項の規定にかかわらず、同条第四項の規定の例による。

7 実演家等保護条約の締約国であり、かつ実演・レコード条約の締約国である國の国民をレコード製作者とするレコードであつて、実演家等保護条約が日本国について効力を生じた日より前にその音が最初に固定されたレコードに係るレコード製作者についての新法第九十七条第二項第一項の規定の適用については、同条第一項の規定において準用する新法第九十五条第二項の規定にかかわらず、新法第九十七条第二項の規定において準用する新法第九十五条第四項の規定の例による。

8 新法第一百一条第二項第三号の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣接権が存するレコードについて適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作隣接権が消滅しているレコードについては、なお従前の例による。

（著作権等管理事業法の一部改正）

9 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「第九十五条第四項」を「第九十五条第五項」に改める。

10 その他関係規定の整備を行うこと。

11 1及び4は実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約が日本国について効力を生ずる日から、5及び6は平成十五年一月一日から、その他は同条約が日本国について効力を生ずる日又は平成十五年一月一日のうちいずれか早い日から、それぞれ施行すること。

12 本案は、放送事業者又は有線放送事業者の利益を適切に保護するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約を締結する等のため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、放送事業者又は有線放送事業者の利益を適切に保護するとともに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約を締結する等のため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十四年六月七日

文部科学委員長 河村 建夫  
衆議院議長 縊貫 民輔殿

鉄道事業法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院において可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月十日

参議院議長 井上 裕  
衆議院議長 縊貫 民輔殿

九十五条第一項の規定の適用については、同条

約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加え、及び実演家の人格的利益を適切に保護するため、実演家人格権を新たに創設すし、その実演家人格権を侵害した者に対し、実演家であることを確保し、又は実演家の名誉若しくは声望を回復するために適切な措置を請求することができる」とするとともに、実演家の死後における人格的利益の保護のための措置について定めること。

1 保護を受ける実演及びレコードに、実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約により我が国が保護の義務を負う実演及びレコードを加えること。

2 実演家は、その実演の公衆への提供又は提示に際し、その氏名若しくはその芸名その他の氏名に代えて用いられるものを実演家名として表示し、又は実演家名を表示しないこととする権利を有することとともに、この権利を適用しない場合等について定めること。

3 実演家は、その実演の同一性を保持する権利を有し、自己の名誉又は声望を害するその実演の変更、切除その他の改変を受けないものとするとともに、この権利を適用しない場合について定めること。

4 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約に係る実演及びレコードについて、商業用レコードの二次使用料を受ける権利の対象とするとともに、その適用の範囲について相互主義を採用することとすること。

5 放送事業者は、その放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信し可能化する権利を専有することとする。

6 有線放送事業者は、その有線放送を受信してこれを送信可能化する権利を専有することとする。

7 レコードに関する著作隣接権の存続期間は、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して五十年を経過した時をもって満了することとする。







業を引き続き經營しようとするときは、被相続人の死亡後六十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合は、被相続人の死亡の日からその認可をする旨又はその認可をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に對してした第一種貨物利用運送事業の許可是、その相続人に対してもたるものとみなす。

3 第二十二条及び第二十三条の規定は、第一項の認可について準用する。

4 第一項の認可を受けた者は、被相続人に係る許可に基づく権利義務を承継する。  
(事業の休止及び廃止)

第三十一条 第二種貨物利用運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。  
(貨物の集配に係る輸送の安全)

第三十二条 第二種貨物利用運送事業者(貨物自動車運送事業法第三条又は第三十五条第一項の規定による)は、その事業の許可を受けて当該事業に係る貨物の集配を行つて、自動車を使用して行う貨物の集配に係る運行管理者の選任その他の輸送の安全の確保等に関する事項について、同法第三十七条第三項に定めるところによること。

(事業の停止及び許可の取消し)

第三十三条 國土交通大臣は、第二種貨物利用運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、三月以内(第三号に該当する場合にあっては、六月以内)において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。  
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。  
二 第二十二条各号のいずれかに該当するに

至ったとき。

三 貨物の集配を自動車を使用して行つている場合において、貨物自動車運送事業法第三十三条(同法第三十五条第六項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。

三十三条规定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消し十七条第三項において準用する場合を含む。の規定により当該貨物の集配に係る事業の停止、当該事業に係る許可の取消しその他の処分を受けたとき。

(準用規定)

第三十四条 第十条、第十二条、第十三条並びに第十八条第一項及び第二項の規定は、第二種貨物利用運送事業者について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第一種貨物利用運送事業のため」とあるのは「貨物利用運送事業のため」と、同条第二項中「第一種貨物利用運送事業」とあるのは「貨物利用運送事業」と読み替えるものとする。

2 第二十七条及び第二十八条の規定は、通常第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

「第四章 外国人等による国際貨物運送取扱事業」を「第四章 外国人等による国際貨物運送に係る貨物利用運送事業」に改める。

第四十条から第四十九条までを削る。

第三十九条中「外国人国際利用運送事業者に」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業者に」に改め、同条第一号中「外国人国際利用運送事業者」を「外国人国際第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条第三号中「以下」を「以下」の号においてに、「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第二号中「外国人国際利用運送事業者」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業者」に、「利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に、「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同条第三号中「外国人国際利用航空運送事業者」を「外国人国際第二種貨物航空利用運送事業者」に、「利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、「いう」の下に「以下この号において同じ」を加え、同条を第四十九条の二と

し、同条の次に次の二条を加える。

(準用規定)

第四十九条の三 第四十四条の規定は、外国人国際第二種貨物利用運送事業者について準用する。

第三十八条中「外国人国際第二種貨物利用運送事業者」を「外国人国際第一種貨物利用運送事業者」に改め、同条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録)

第三十五条 外国人等は、第三条第一項及び第六条第一項第五号に係る部分に限る)の規定にかかるらず、国土交通大臣の行う登録を受けて、船舶運航事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業又は航空運送事業者の行う国際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業を經營することができる。

2 前項の登録は、同項に規定する国際貨物運送の区分に応じて行う。

3 第三条第二項の規定は、第四十五条第一項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第三条第二項中「第二十一条第一項第二号の事業計画」とあるのは、「第四十五条第二項の事業計画」と読み替えるものとする。

2 第二項の登録は、国土交通大臣で定めるところによる。

第三十七条を削る。

第三十六条第一項及び第二項中「外国人国際利用運送事業者」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業者」に改め、同条第三項中「前条第六项」を「前条第五项」に改め、同条第四項及び第五項中「外国人国際利用運送事業者」を「外国人国際第二種貨物利用運送事業者」に改め、同条第五项とし、同条の次に次の二条を加える。

(登録の申請)

第三十六条 前条第一項の登録を受けようとする者は、第四条第一項各号に掲げる事項その他他の国土交通省令で定める事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請者に対し、前項に規定するもののほか、事業の計画その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

2 国土交通大臣は、前条第一項の登録の申請者に対し、前項に規定するもののほか、事業の計画その他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

第三十七条 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を外国人国際第一種貨物海上利用運送事業者登録簿(以下「外国人国際第一種海上登録簿」という。)又は外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者登録簿(以下「外国人国

際第一種航空登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条第一項に規定する事項

二 登録年月日及び登録番号

国土交通大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

3 國土交通大臣は、外国人国際第一種航空登録簿を公衆録簿及び外国人国際第一種航空登録簿を公衆録簿に供しなければならない。

(登録の拒否)

第三十八条 國土交通大臣は、第三十六条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から二年を経過しない者

二 第一種貨物利用運送事業の登録若しくは受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する免許その他の行政処分を含む。)の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請前二年以内に貨物利用運送事業に關し不正な行為をした者

四 法人であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者

五 第六条第一項第六号又は第七号に掲げる者のいづれかに該当する者

六 國際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業の分野における公正な事業活動の確保を図るために登録を拒否することが適切であるとき。

第四十条 国土交通大臣は、必要があると認め

あると認められる事由として國土交通省令で定めるものに該当する者

業者に対し、運賃又は料金の変更を命ずることができる。

(事業の廃止)

第四十一条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、その事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を國土交通大臣に届け出なければならない。

(事業の停止及び登録の取消し)

第四十二条 國土交通大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、外国人国際第一種貨物利用運送事業者に對し、期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

一 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法令、法令に基づく処分又は登録に付した条件に違反したとき。

二 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が不正の手段により第三十五条第一項の登録又は第三十九条第一項の変更登録を受けたとき。

三 外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

四 外国人国際第一種貨物利用運送事業者の所属国外人国際第一種貨物利用運送事業者が個人である場合にあってはその者が国籍を有する国をいい、外国人国際第一種貨物利用運送事業者が法人その他の団体である場合にあってはその株式等の所有その他の方法によりその經營する事業を実質的に支配する者が国籍を有する国又は当該支配する者の本店その他の主たる事務所が所在する国をいう。以下この号において同じ。)が、當該外国人国際第一種貨物利用運送事業者が第三十五条第一項の登録を受けた時ににおける所属国と異なるものとなつたとき。

五 外国人国際第一種貨物航空利用運送事業

者(航空運送事業者の行う國際貨物運送に係る第一種貨物利用運送事業について第三十五条第一項の登録を受けた者)いう。以下この号において同じ。)にあっては、日本と當該外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者が国籍を有し、又はその本店その他主たる事務所が所在する外国との間に航空に関する協定がある場合において、當該外国若しくは當該外国人国際第一種貨物航空利用運送事業者が當該協定に違反し、又は當該協定が効力を失つたとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、公共の利益のためその処分をする必要があると認められる事由として國土交通省令で定めるものに該当するに至つたとき。

(登録の抹消)

第四十三条 國土交通大臣は、第四十一条の規定による届出があつたとき、又は前条の規定による登録の取消しをしたときは、當該外国人国際第一種貨物利用運送事業の登録を抹消しなければならない。

(附帯業務)

第四十四条 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、當該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等、代金の取立て及び立替えその他の通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務を行つことができること。

2 外国人国際第一種貨物利用運送事業者は、當該外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯して貨物の荷造り等を行うときは、貨物の荷崩れを防止するための措置、貨物の取扱いに関する従業員に対する適切な指導その他の措置を講じなければならない。

3 第九条及び第十二条の規定は、通常外国人国際第一種貨物利用運送事業に附帯する業務について準用する。

第五十条の見出しを「(登録等の条件等)」に改め、同条中「許可」を「登録、許可」に改める。

第五十条の「第一項中「利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、第三十六条第五項(第三十七条第二項において準用する場合を含む)、第三十九条を第四十条、第四十二条、第四十四条第三項に改め、同条第一項中「運送取次事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、「第四十六条第二項において準用する第三十六条第五項又は第四十八条」を「第四十六条第五項、第四十七条、第四十九条の二、第四十九条の三」に改める。

第五十三条を削る。

第五十二条(見出しを含む。)中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条を第五十三条とする。

第五十一条(見出しを含む。)中「貨物運送取扱事業」を「貨物利用運送事業」に改め、同条を第五十二条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

(貨物利用運送事業を営む者による人を誤認させる行為の禁止)

第五十一条 貨物利用運送事業を営む者以外の者は、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしてはならない。

2 國土交通大臣は、貨物利用運送事業者以外の者に対し、その行う営業が貨物利用運送事業であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる。

第五十四条の見出しを「(登録等の条件等)」に改め、同条中「許可」を「登録、許可」に改める。

第五十五条第一項中「利用運送事業者、運送取次事業者、外国人国際利用運送事業者、外国人国際運送取次事業者又は通運計算事業者を経営する者(以下「利用運送事業者等」という。)」を

「第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、外国人国際第一種貨物利用運送事業者又は外国人国際第一種貨物利用運送事業者(以下単に「貨物利用運送事業者」という。)」に改め、同条第二項中「利用運送事業者等」を「貨物利用運送事業者」に改める。

第六十条中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「一年」を「三年」に、「百万円」を「二百万円」に改め、同条第一号中「第三条第一項」を「第二十条」に、「第一種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第二号中「第十六条第一項において準用する第三十三条第二項」に、「第一種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第三号中「第十六条第二項」を「第三十四条第一項において準用する第三十三条第二項」に、「第一種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第四号中「第三十五条第一項」を「第四十五条第一項」に、「第一種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改める。

第六十二条を削る。

第六十三条 第十六条又は第四十二条の規定による事業の停止の命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十四条 第五十一条第二項の規定による命令(第一種貨物利用運送事業に係るものに限り)に違反した者は、百五十万円以下の罰金に処する。に違反した者は、百五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 第六十一条中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八条第三項、第十四条、第十九条、第二十七条第四項、第三十条の二第二項、第三十一条、第三十六条第四項、第三十八条、第四十五条第四項、第四十七条又は第五十三条を「第七条第三項、第十一条第三十四条第一項において準用する場合を含む。」、第十四条规定第二項、第六十二条を削る。

第六十六条中「各号の一」を「各号のいづれか」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第八条第三項、第十四条、第十九条、第二十七条第四項、第三十条の二第二項、第三十一条、第三十六条第四項、第三十八条、第四十五条第四項、第四十七条又は第五十三条を「第七条第三項、第十一条第三十四条第一項において準用する場合を含む。」、第十四条规定第二項、第六十二条を削る。

第六十七条 第五十五条第一項の規定による命令(第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第三十九条第一項の規定に違反して第三十六条第一項に規定する事項について変更をした者)

第六十八条 次の各号のいづれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五十五条第一項の規定による命令(第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第三十九条第一項の規定に違反して第三十六条第一項に規定する事項について変更をした者)

二 第五十五条第一項の規定による命令(第一項第四号に掲げる事項について変更をし、又は第三十九条第一項の規定に違反して第三十六条第一項に規定する事項について変更をした者)

三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

二十八条第三十四条第二項において準用する場合を含む。、第四十条、第四十四条第三項(第四十九条の三)において準用する場合を含む。、第四十六条第五項又は第四十七条の規定による命令に違反した者

三 第五十五条第一項又は第四十六条第二項の規定に違反して事業計画又は集配事業計画を変更した者

四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十五 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十一 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十二 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十四 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十五 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十六 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十七 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十八 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十九 第五十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

運送を行ふかどうかの別を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前条の許可の申請をする者は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、前項第二号に掲げる事項のほか、事業計画にそれぞれ当該各号に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 特別積合せ貨物運送をしようとする場合

特別積合せ貨物運送に係る事業場の位置、当該事業場の積卸施設の概要、事業用自動車の運行系統及び運行回数その他の国土交通省令で定める事項

二 貨物自動車利用運送を行おうとする場合

業務の範囲その他国土交通省令で定める事項

第五条第一号中「役員」の下に「いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第四号において同じ」を加える。

第七条第一項中「当該特定の地域にその営業区域の全部又は大部分が含まれるもの」を、その行う貨物の運送の全部又は大部分が当該特定の地域を発地又は着地とするもの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 国土交通大臣は、第一項の規定による緊急調整地域の指定がある場合において第三条の許可をするときは、当該許可に係る事業の範囲を当該緊急調整地域を発地又は着地しない貨物の運送に限定してこれをしなければならない。

第七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 國土交通大臣は、第二項の規定による緊急調整区間の指定がある場合において第三条の許可の申請に係る特別積合せ貨物運送の全部又は一部が当該緊急調整区間ににおいて行われるものであるときは、当該許可をしてはならない。

第十條から第十六條までを次のよう改める。

(運送約款)

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

も、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。

一 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少なくとも運賃及び料金の收受並びに一般貨物自動車運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

三 國土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合これを変更して公示した場合を含む)において、一般貨物自動車運送事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

(運賃及び料金等の掲示)

第十一條 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く)を対象とするものに限る)、運送約款

第五項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)を「特定貨物自動車運送事業者に改め、同条第六項中「第十一条、第十二条第一項」を削り、「及び第三項」の下に「第二十一条の二」を加える。

第十二條から第十六条まで 削除

(第二十二条の次に次の二条を加える。)

(輸送の安全の確保を阻害する行為の禁止)  
第二十二条の二 一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行ふ場合にあっては、その利用する運送を行ふ一般貨物自動車

運送事業者又は第三十五条第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)が第十七条第一項から第三項まで、第十八条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定を遵守することにより輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならない。

第二十三条中「又は前条第二項若しくは第三項を、「第二十二条第二項若しくは第三項又は前条」に改め、「権限の付与」の下に、貨物自動車利用運送を行ふ場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止」を加える。

第二十六条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 運賃又は料金が利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認められる場合において、当該運賃又は料金を変更すること。

第三十五条第二項第三号中「営業区域」を削り、「概要」の下に「貨物自動車利用運送を行うかどうかの別」を加え、同条第四項中「第四条第三項及び二」を「第四条第二項(第二号に係る部分に限る)及び第三項並びに」に改め、同条第五項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「第一項の許可を受けた者(以下「特定貨物自動車運送事業者」という。)を「特定貨物自動車運送事業者に改め、同条第六項中「第十一条、第十二条第一項」を削り、「及び第三項」の下に「第二十一条の二」を加える。

第三十九条第二号中「特定第二種利用運送事業者」を「特定第二種貨物利用運送事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(苦情の解決)

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があったときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

第三十九条の二 地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

第三十七條の見出しを「第一種貨物利用運送事業者に関する特則」に改め、同条第一項中「第一項」を「第一種」に改め、「第十条、第十四条」を「第十一条」に改め、「第十一條第一項」を削り、「貨物運送取扱事業者は、その利用する運送を行ふ一般貨物自動車

法を「貨物利用運送事業法」に、「第三条第一項又は第三十五条第一項」を「第二十条又は第四十五条第一項」に、「第二条第九項」を「第二条第八項」に、「第二種利用運送事業」を「第二種貨物利用運送事業」に改め、同条第一項中「貨物運送取扱事業法第二条第九項の第二種利用運送事業についての同法第三条第一項又は第三十五条第一項」を「貨物利用運送事業法第二十条又は第四十五条第一項」に、「第二種利用運送事業許可」を「第二種貨物利用運送事業許可」に、「第八条第一項」に、「第三十六条规定の第二種利用運送事業又は第四十六条条规定の第二種利用運送事業」を「第二十二条第五号」に改め、同条第三項中「第二種貨物利用運送事業許可」に、「第六条第五号」を「第二十三条第五号」に改め、「第二十二条の二」を加え、「第二種利用運送事業許可」を「第二種貨物利用運送事業許可」に、「特定第二種利用運送事業者」を「特定第二種貨物利用運送事業者」に改め、「第二種利用運送事業許可」に、「特定第二種貨物利用運送事業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 地方実施機関は、貨物自動車運送事業者又は荷主から貨物自動車運送事業に関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するとともに、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し当該苦情の内容を通知してその迅速な処理を求めなければならない。

第三十九条の二 地方実施機関は、前項の申出に係る苦情の解決について必要があると認めるときは、当該申出の対象となつた貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

3 貨物自動車運送事業者は、地方実施機関から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。







「第十一條(同法第三十四条第一項において準用する場合を含む。)」に改め、同条第七項中「運送取次事業登録」を「第一種貨物利用運送事業登録」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

**第二十二条** 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の

一部を次のように改正する。

「貨物利用運送事業法」に、「第一種利用運送事業を「第一種貨物利用運送事業」に改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化）一本内進二間一の法律（一部

業等の活性化の一  
体的推進に関する法律の一  
部

**第二十三条** 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法

律(平成十年法律第九十一号)の一部を次のよう  
に改正する。

第四条第四項第五号口中「第一種利用運送事業」を「第一種貨物利用運送事業」に、「貨物運送

「取扱事業法」を「貨物利用運送事業法」に、「第一  
条第八項」を「第二条第二項」に改める。

第十六條第四項第三号中「第一種利用運送事

業」を第一種貨物利用運送事業又は貨物自動車利用運送(貨物自動車運送事業法第二条第七項

の貨物自動車利用運送をいう。以下同じ。」に、「貨物運送取扱事業法第五条第一号から第

三号まで」を「貨物利用運送事業法第六条第一項  
第一号から第四号まで又は貨物自動車運送事業

法第五条各号」に改める。

第三条の見出しを「貨物自動車運送事業法及び貨物自動車運送事業法の特例」に改め、同条

### 鉄道事業法等の一部を改正する法律案及び同報

平成十四年六月十二日 衆議院会議録第四十一号

鉄道事業法等の一部を改正する法律案(内)  
閣提出、参議院送付)に関する報告書  
議案の目的及び要旨

本案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 貨物鉄道事業の参入の許可に係る需給調整要件を廃止し、休廃止についての許可制を事前届出制とともに、貨物鉄道事業の運賃及び料金について、上限の認可等の事前規制を廃止すること。
- 2 鉄道事業者は、他の運送事業者の運送との間の旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎを円滑に行うための措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 3 貨物運送取扱事業法について、題名を貨物利用運送事業法に改めること。
- 4 第一種貨物利用運送事業の参入規制を許可制から登録制に改めることとともに、貨物利用運送事業の運賃及び料金の事前届出制を廃止すること。
- 5 運送取次事業について、参入の登録制、運賃及び料金の事前届出制等すべての規制を廃止すること。
- 6 一般貨物自動車運送事業について、発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する貨物の運送を禁止する営業区域規制を廃止するとともに、一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金の事前届出制を廃止すること。
- 7 一般貨物自動車運送事業者の行う貨物自動車利用運送について、一般貨物自動車運送事業の規制を適用するとともに、一般貨物自動車運送事業者は、貨物自動車利用運送を行う

場合には、その利用する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者が輸送の安全を確保することを阻害する行為をしてはならないこと。

8 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

は、苦情の解決その他の事業の実施に必要な限度において、貨物自動車運送事業者に対し、文書若しくは口頭による説明又は資料の提出を求めることができる。

9 この法律は、公布の日から起算して一年を行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえた貨物運送の柔軟な事業展開を促進する等のための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年六月七日

国土交通委員長 久保 哲司

(別紙)

衆議院議長 締貫 民輔殿

鉄道事業法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なき期すべきである。

- 一 貨物鉄道事業の参入規制の緩和について、国は需給調整規制の廃止後においてもJR貨物に関する国鉄改革の趣旨及び経緯に十分に配慮すること。
- 二 鉄道貨物輸送を利用した円滑な複合一貫輸送

の確保に努めるとともに、旅客の乗継ぎ又は貨物の引継ぎの円滑化のための措置については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、計画的かつ着実な監査を実施することとともに、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取消処分等について人員の適切な配置等必要な環境整備を図り、厳正かつ機動的に運用すること。

また、貨物自動車運送事業者の安全性を評価するためのシステムを確立し、その円滑な推進のための環境整備を進めること。

三 整備新幹線開業に伴う並行在来線の扱いについて

ては、物流ネットワークの確保に支障を生じないよう十分に配慮すること。

四 環境問題 労働力問題及び交通安全等に配慮した物流体系を構築する観点から、鉄道貨物輸送力の増強に資する支援措置等モーダルシフト向上施策を一層推進すること。

五 貨物利用運送事業者の参入については厳正な審査を行うとともに、第一種貨物利用運送事業の参入規制の許可制から登録制への移行に当たっては、登録拒否要件を具体的に定め、統一性、透明性を確保すること。

六 貨物利用運送事業者が実運送事業者に対して不当な運賃料金の引き下げを強要することのないよう関係者に対する指導監督を強化するとともに、運賃料金の遵守について貨物利用運送事業法及び関係事業法の適正な運用を図ること。

七 港湾運送事業に貨物利用運送事業法の適用がないことを関係者に周知徹底すること。また、貨物利用運送事業者が行う国際複合一貫輸送の進展により港湾運送に関する秩序に支障が生じることのないよう、港湾運送事業に関し講じられているこれまでの措置を維持するとともに、港湾運送料金の適正収受の確保につき効果的対策を講じること。

八 貨物自動車運送事業の営業区域規制の廃止後においても、適正な運行管理が行われるよう、過労運転等の防止のための運行管理体制の充実、携帯電話等による運行管理者との緊密な連絡体制の確保、デジタル式運行記録計等最新の

情報技術の効果的な活用の促進を図ることともに、関連する施策に関し、所要の支援措置の充実・強化を図ること。

九 貨物自動車運送事業の適正化を図るために、貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、計画的かつ着実な監査を実施することとともに、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取消処分等について人員の適切な配置等必要な環境整備を図り、厳正かつ機動的に運用すること。

また、国土交通大臣の運賃料金の改善命令については、厳正かつ機動的に運用するとともに、

に、発動基準の統一性、透明性を確保すること。

十三 國際海上コンテナの安全輸送の確保につき、荷主に対する積み付け、重量、危険・有害物の明示等に関する規定の整備に努めること。

また、不法行為を要する荷主に対しては事業許可の取消処分等について厳正かつ機動的に行うこと。

### 漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔殿

参議院議長 倉田 寛之

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案

(漁業再建整備特別措置法の一部改正)

第一条 漁業再建整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法

第一条「対処するため」の下に、「漁業の改善」を加え、「構造改善及び」を削り、「漁業の再建整備」を「効率的かつ安定的な漁業経営の育成」に改める。

第二条第一項を削り、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

この法律において「漁業経営の改善」とは、

漁業者が、漁船その他の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

第四条及び第五条を削る。

第三条第一項中「政令」を「前条第一項第一号の政令」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(改善指針)

第三条 農林水産大臣は、漁業経営の改善に関する指針(以下「改善指針」という。)を定めなければならない。

2 改善指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 漁業の経済的諸条件の著しい変動、漁業

を取り巻く国際環境の変化等に対処するた

めに行う漁業経営の改善に関する事項

二 漁業経営の改善の内容に関する事項

三 漁業経営の改善の実施方法に関する事項

四 その他漁業経営の改善に当たつて配慮すべき事項

3 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこ

れを変更しようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

4 農林水産大臣は、改善指針を定め、又はこ

れを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(改善計画)

第四条 漁業者及び漁業協同組合等(漁業者を直接又は間接の構成員以下単に「構成員」といいう。)とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。)は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画

(個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の當む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人の区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもつき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。)を設立しようとする場合については、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。)を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適當である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあっては、農林水産省令で定めるところにより、代表者は、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所地を管轄する都道府県知事

二 特定漁業協同組合等(前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一つの都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一つの都道府県の区域内に限られるものをいう。)が单独で作成した改善計画 当該都道府県知事

三 漁業経営の改善の内容及び実施時期

四 漁業経営の改善を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項が改善指針に照らして適切なものであること。

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

三 前項第三号及び第四号に掲げる事項が漁業経営の改善を確実に遂行するため適切なものであること。

4 前三項に規定するもののほか、改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

第六条第三項中「(当該漁業が特定業種漁業である場合にあつては、当該特定業種に係る構造改善基本方針に定める事項に照らし適切なものであること)」を削る。

第七条中「政府」を「国及び都道府県」に、「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「構造改善計画」を「改善計画」に改める。

第八条第一項中「第三条第一項」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第九条第一号を次のように改める。

一 第四条第一項の認定を受けた漁業者(当該認定に係る改善計画に従い設立された法人を含む。第十二条及び第十五条第一項において同じ。)又は漁業協同組合等に係る改善計画に従い漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金

第十条を次のように改める。

(漁業権の移転の特例)

第十一条 第四条第一項の認定を受けた個人である漁業者であつて漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六条第二項に規定する定置漁業権又は区域漁業権を有する者が、当該認定に係る改善計画に従いその經營組織を変更してその者又はその者の當む当該漁業権の内容たる漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人を設立し、当該漁業権を、その内容たる漁業を當むために当該法人に譲渡する場合において、当該漁業権の免許をした都道府県知事の認可を受けたときは、同法第二十一条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

第十二条中「第五条第一項」を「第四条第一項」に、「漁業協同組合等の構成員である中小漁業者であつて特定業種漁業を當むものは、租税特別措置法を「漁業者が当該認定に係る改善計画に従い新たに取得し、又は建造した船舶については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二

十六号)」に改め、「その有する固定資産について」を削る。

第十五条及び第十六条を削る。

第十七条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等又は及び構造改善計画又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の二項を加える。

農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等に対し、改善計画の実施状況について必要な報告を求めることができる。

第十七条を第十五条とす。

第十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条を第十七条とする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十七条とする。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第三条 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第十六条とする。

第十九条を第十七条とする。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条を第十七条とする。

二 演業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第四条第一項の認定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

第七十六条中「及び災害資金」を削り、同条の次に次の二条を加える。

五の四 演業経営の改善のための措置

二 演業の施設の整備、生産方式の合理化、経営管理の合理化その他の措置に伴い必要な資金であつて主務大臣の指定するもの

第十八条第二項中「若しくは沿岸漁業」を削り、「漁業の再建整備」を「漁業経営の改善若しくは漁業の整備」に改める。

別表第一の第一号の貸付金の種類の欄中「又は取得」を「又は取得」に改め、同号(一)の利率の欄中「年 六分五厘」を「年 三分五厘」に改め、同号(二)の貸付金の種類の欄中「縮減」の下に「漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同号(三)の利率の欄中「年 七分五厘」を「年 六分五厘」に改め、同号(三)の次に次のように加える。

— (四) (一)から(三)までに掲げるもの以外のもの — 年 五分 — 十八年 — 三年

別表第一の第一号の貸付金の種類の欄中「又は取得」を「又は取得」に改め、同号(一)の利率の欄中「年 六分五厘」を「年 三分五厘」に改め、同号(二)の貸付金の種類の欄中「縮減」の下に「漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同号(三)の利率の欄中「年 七分五厘」を「年 六分五厘」に改め、同号(三)の次に次のように加える。

産力の維持増進に必要な施設の改良、造成若しくは取得」を「又は取得」に改め、同号(一)の利率の欄中「年 六分五厘」を「年 三分五厘」に改め、同号(二)の貸付金の種類の欄中「縮減」の下に「漁業の休業その他の漁業の整備」を加え、同号(三)の利率の欄中「年 七分五厘」を「年 六分五厘」に改め、同号(三)の次に次のように加える。

二、第七号を「第十八条第一項第五号」に改め、同表の第四号の貸付金の種類の欄中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改め、「第五号の四」の下に「、第五号の五」を加え、同号(一)の貸付金の種類の欄中「若しくは取得又は漁業の生

な資金(以下「改善資金」という。)に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかるわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

第七十七条中「及び災害資金」を「災害資金及び改善資金」に、「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(漁業再建整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の施行前に第一条の規定による改正前の漁業再建整備特別措置法第五条第一項の認定を受けた漁業協同組合等に関する構造改

善計画の変更の認定及び取消し並びに報告の微収については、なお従前の例による。

第三条 農林水産大臣は、この法律の施行前において、第一条の規定による改正後の漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(次項において「新法」という。)第三条の規定の例により、同条第一項に規定する改善指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた改善指針は、この法律の施行の日において新法第三条第一項の規定により定められたものとみなす。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法別表第二の第二号並びに第四号(一)及び(二)に掲げる資金(同表の第二号に掲げる資金については、沿岸漁業に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

(中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の中小漁業融資保証法第四条第二号の規定により漁業信用基金協会から金融機関に対して供給された資金及び同号に掲げる業務に必要なものとして農林漁業信用基金法(昭和六十二年法律第七十九号)第二十七条第一項第八号の規定により農林漁業信用基金から漁業信用基金協会に対して貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第二条及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお

従前の例による。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び水産基本法の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

一 國際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)

第七条第三項  
二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六條第三項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六條第三項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六條第三項

二 水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第三十六條第三項

二 水産資源回復のため、森と海との一体性等を考慮した環境の保全、藻場の再生等抜本的対策を講ずるとともに、資源回復のための減船、休漁等の取組みに対する資金の貸付けについては、漁業経営の安定が図られるよう、適切に対処すること。

て、漁業経営の改善を図るために多様な取組みを支援するのに必要な長期低利資金を融通するとともに、整備計画に従つて行う資源回復のための減船、休漁等の取組みに対しても必要な資金を融通することができるよう、農林漁業金融公庫の資金種類の拡充及び貸付条件の充実を図ること。

需要に即した漁業生産を行なうことができるよう、効率的かつ安定的な漁業経営体を育成する必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努め、もって我が国水産業の健全な発展に万全を期すべきである。

### 記

一 漁業経営改善計画に基づく資金の貸付けが有効かつ効率的に機能し、経営改善の実現に資するよう、漁業者に対する適切な経営指導等に努めること。

二 水産資源回復のため、森と海との一体性等を考慮した環境の保全、藻場の再生等抜本的対策を講ずるとともに、資源回復のための減船、休漁等の取組みに対する資金の貸付けについては、漁業経営の安定が図られるよう、適切に対処すること。

三 水産資源回復のため、森と海との一体性等を考慮した環境の保全、藻場の再生等抜本的対策を講ずるとともに、資源回復のための減船、休漁等の取組みに対する資金の貸付けについては、漁業経営の安定が図られるよう、適切に対処すること。

四 我が国水産業をめぐる情勢の変化と現状を踏まえ、各種水産団体の位置付け・役割を明確にしつつ、これら組織の簡素合理化等その再編整備を行なうこと。

右決議する。

### 4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 2 議案の可決理由

本案は、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、現行の中小漁業構造改善計画制度を見直し、沿岸漁業を含む全漁業種類を対象に、意欲ある漁業者等が創意工夫を發揮して経営改善の取組みを支援するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 1 漁業再建整備特別措置法の一部改正

(一) 題名を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改めること。

(二) 効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、農林水産大臣が漁業経営の改善に関する指針を策定するとともに、漁業者等が自ら漁業経営の改善に関する計画を作成し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる漁業経営改善計画制度を設けること。

農林漁業金融公庫法の一部改正

改善計画の認定を受けた漁業者等に対し

### 〔別紙〕

漁業再建整備特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

水産業をめぐる情勢の変化にかんがみ、水産資源を持続的に利用しつつ、将来にわたって国民の

平成十四年六月十一日

農林水産委員長 鈴呂 吉雄

衆議院議長 総貫 民輔殿

農林水産委員長 総貫 民輔殿

改善計画の認定を受けた漁業者等に対し

水産業をめぐる情勢の変化にかんがみ、水産資源

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十四年四月二十二日

衆議院議長 総貫 民輔殿

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成十四年四月二十二日

衆議院議長 総貫 民輔殿

(水産業協同組合法等の一部を改正する法律)  
(水産業協同組合法の一部改正)

二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十二号を同項第十六号とし、同項第十一号の一を同項第五十五号とし、同項第十一号を同項第十四号とし、同項第十号中「水産に関する経営及び技術の向上並びに」を削り、「教育並びに」を「教育及び」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第九号を第十二号とし、第八号の二を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同項第六号中「水産動植物の繁殖保護、水産資源の管理その他」を削り、同号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 水産資源の管理及び水産動植物の増殖  
二 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導

第十三条第二項中「同項第一号、第二号又は第八号の二」を「同項第三号、第四号又は第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第七号」とし、同項第一号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

五 国債等(国債、地方債並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。以下同じ。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを

除く。)又は当該受けに係る国債等の募集の取扱い

を受けた事業の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条第三項の次に次の二項を加える。

4 第二項第三号及び第四号の事業を併せ行うものに限る。)の私募(同法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。)の取扱い

第十五条第九項中「第七項」を「第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第一号中「第一項第一号」を「第一項第三号」に改め、

同項第二号中「第一項第二号」を「第一項第四号」に改め、同項第三号中「第一項第八号の二及び第九号」を「第一項第十一号及び第十二号」に改め、同項を同条第十一項とし、同項第七項ただし書中「第八号まで及び第十号」を「第十号まで及び第十一号並びに第十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同條第六項中「第三項第八号」を「第三項第八号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項中「前項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同條第四項中「第一項第一号及び第二号」を「第一項第三号及び第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

第十六条の八中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同條を第十一号の九とし、同條の次に次の二項を加える。

(会計の区分経理)  
第十七条の十 第十七条第一項第四号の事業を行ふ組合は、信用事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

第十七条の三第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同條第二項中「第十一条第一項第一号及び第二号」を「第十一条第一項第三号及び第四号」に、「及び第四項の」を「から第五項までの」に、「第十一条の五第一項、第十一条の六第二項、第十七条の二第一項、第十七条の三第一項、第四十八条第一項第五号」を「第十一条の六第一項、第十一条の七第一項、第十一条第一項第四号」に改め、同條第二項中「子会社」の下に「第十七条の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十条の二第二項において同じ。」を加え、「を除く。」を「以外のもの」に、「同項ただし書」を「前項ただし書」に改め、同條を第十七条の八と

第十七条の三第一項に規定するものほか、同項の組合は「に改め、同條を第十二条の七とする。

第十二条の五第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同條第二項中「前項の組合は、貯金又は定期積金の受取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。

7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業について、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可

7 組合が第四項の規定により同項に規定する事業を行おうとするときは、当該組合は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該事業について、その内容及び方法を定めて、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可

第十二条の六第一項中「第十一条第一項第二号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同條第二項中「前項の組合は、貯金又は定期積金の受取扱いの事業を行おうとするときは、行政庁の認可を受けなければならない。当該認可

4 組合は、前項の主務省令で定める事項に係る信用事業規程の変更をしたときは、遅滞なく

く、その旨を行政庁に届け出なければならぬ。

第十一條の三を第十一條の四とする。

「第十一條第一項第四号」を改め、同条第二項中「前条第一項第一号」を「二千万円」を「一億円」に改め、同条を第十一條の三とし、第十一條の次に次の二条を加える。

(資源管理規程)

第十一條の二 前条第一項第一号の事業を行つ組合は、一定の水面において水産動植物の採捕の方法、期間その他の事項を適切に管理することにより水産資源の管理を適切に行つため、当該水面において組合員が漁業(遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第一条第一項に規定する遊漁船業を含む。以下この条において同じ。)を営むに当たつて遵守すべき事項に関する規程(以下「資源管理規程」という。)を定めようとする場合には、行政庁の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資源管理規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理規程の対象となる水面の区域並びに水産資源及び漁業の種類  
二 水産資源の管理の方法  
三 資源管理規程の有効期間  
四 資源管理規程に違反した場合の過怠金に関する事項

五 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の認可(同項の変更の認可を含む。第七項において同じ。)を受けようとする組合

は、第四十八条第一項第一号の規定による総会の議決の前に、当該資源管理規程の対象となる水面において当該資源管理規程の対象となる漁業を営む組合員の三分の一以上の書面による同意を得なければならない。

4 前項の場合において、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)により議決権を行うことが定款で定められているときは、当該書面による同意に代えて、当該資源管理規程についての同意を当該電磁的方法により得ることができる。この場合において、当該組合は、当該書面による同意を得たものとみなす。

5 前項前段の電磁的方法(農林水産省令で定める方法を除く。)により得られた当該資源管理規程についての同意は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

6 資源管理規程は、海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)第十二条の二第一項に規定する資源管理協定又は漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第一項に規定する漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則(以下この項において「漁業権行使規則等」という。)が存する場合にあつては、当該資源管理協定又は漁業権行使規則等に従つた内容のものでなければならない。

7 組合が第一項の認可を受けた資源管理規程に違反した場合の過怠金については、第二十条に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。」を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として当該組合の行う事業のためにその業務を営んでいる」に改め、「(第十一條の五第一項に規定する子会社をいう。以下この条、次条及び第三十四条第十項において同じ。)」を削り、同項第一号中「第九項」を「第四項」に改め、「を専ら営む会社であつて、主として当該組合が第十六条の二第一項に規定する子会社を除く。」を削り、同項第一号中「第一項第一号」を「第一項第一号」に改め、同項を第十五條の三とする。

三 条の規定は、適用しない。  
8 前各項に規定するもののほか、資源管理規程に関必要な事項は、政令で定める。

第十二条第一項中「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第七号」に改める。

第十五条条中「これを」を「ついて」に改める。

第十五条条の二を削る。

第十五条条の三第一項中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の二とする。

第十五条条の四中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の三とする。

第十五条条の五中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の四とする。

第十五条条の六中「第十一條第一項第八号の二」を「第十一條第一項第十一号」に改め、同条を第十五條の五とする。

第十六条第一項中「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「次に掲げる」の下に「業務を専ら営む国内の」を加え、十五条の五とする。

第十六条第一項中「第十一條第一項第十一号」を「第十一條第一項第十四号」に、「因つて」を「よつて」に改める。

第十七条条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「從属業務」の下に「又は前条第一項第二号に掲げる業務」を加え、「及び前条第一項第二号に掲げる会社」を削り、同条第四項中「当該組合が第六十九条第一項の認可を受けて合併した」を次の各号に掲げるに、「第一項の規定」を「同項の規定」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同項ただし書中「子会社が」の下に「次の各号に掲げる場合に」を加え、「当該認可」を「当

該各号に規定する認可」に改め、同項に次の各号を加える。

- 当該組合が第五十四条の二第三項の認可を受けて同条第二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲受けをしたとき(主務省令で定める場合に限る)。その信用事業の全部又は一部の譲受けをした日
- 第六十九条第二項の認可を受けて当該組合が合併により設立されたとき。その設立された日

- 当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該組合が存続する場合に限る)。その合併をした日

- 当該組合が第六十九条第二項の認可を受けて合併をしたとき(当該組合が存続する場合に限る)。その合併をした日
- 第十七条の三第五項中「第六十九条第二項の合併の」を「前項各号に規定する」に、「その合併をした」を「当該各号に定める」に改め、同条第七項中「第十二条の五第三項」を「第十二条の六第三項」に改める。
- 第十八条第五項第二号の二中「遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第十二条第一項」を「第十二条の二第一項」に改める。

- 第十二条第一項ただし書中「第十二条第一項第三号から第五号まで」を「第十二条第一項第五号から第七号まで」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第二項中「外」を「ほか」に改める。
- 第三十四条第一項中「第十二条第一項第三号から第五号まで」を「第十二条第一項第五号から第七号まで」に、「行なわない」を「行わない」に改め、同条第十項とし、同条第十項中「第十二条第一項」を「第十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十二項中「第十二条第一項」を「第十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十三項中「第十二条第一項」を「第十二条第一項第四号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第十五項ただし書に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

- 第十二条第一項第四号の事業を行う組合には、役員として、信用事業を担当する常勤の理事を置かなければならない。この場合において、当該組合の理事のうち一人以上は、当該組合を代表する理事でないものでなければならない。
- 第三十四条の次に次の二項を加える。  
(経営管理委員)
- 第三十四条の二第三項の組合の理事は、他の組合若しくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。

- 第三十四条の二 組合は、定款の定めるところにより、役員として、理事及び監事のほか、経営管理委員を置くことができる。  
(経営管理委員)
- 経営管理委員の定数は五人以上とし、当該定数の少なくとも四分の三は、准組合員以外の組合員(法人にあつては、その役員)でなければならない。ただし、設立当時の経営管理委員の定数の少なくとも四分の三は、組合員(准組合員を除く。)たる資格を有する者である。

- 第三十六条の二 経営管理委員会は、この法律で別に定めるもののほか、組合の業務の基本方針の決定、重要な財産の取得及び処分その他の定款で定める組合の業務執行に関する重要事項を決定する。  
(経営管理委員会の職務)
- 第三十六条の二 組合にあつては、経営管理委員会及び経営管理委員会に改め、同条第十九項前段中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項)組合二在リテハ経営管理委員」とを加える。
- 第三十八条中「理事会」の下に「(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加える。
- 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。
- 第四十一条の前の見出し及び同条を削る。

- 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。

め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」とし、同条第六項中「第四項ただし書」を「第五項ただし書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

4 前項の組合の理事は、前条第四項及び第九項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選任する。

5 前条第十項の規定は、第三項の組合には、適用しない。

6 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

8 第三十七条第一項中「及び総会」を「並びに総会及び経営管理委員会」に改め、同条第四項中「若しくは第四十一条第一項」を削り、同条第五項中「第五十条」との下に「、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項)組合二在リテハ経営管理委員」と」を加える。

9 第三十八条中「理事会」の下に「(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加える。

10 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。

11 第四十一条の前の見出し及び同条を削る。

12 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。

13 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

14 商法第一百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

規定期による経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定にかかわらず、経営管理委員会が選定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

5 経営管理委員会は、理事が次条第一項の規定に違反した場合には、当該理事の解任を総会に請求することができる。

6 経営管理委員会は、総会の日から七日前までに、前項の規定による請求に係る理事に解任の理由を記載した書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えないければならない。

7 第五項の規定による請求につき同項の総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る理事は、その時にその職を失う。

8 第三十七条第一項中「及び総会」を「並びに総会及び経営管理委員会」に改め、同条第四項中「若しくは第四十一条第一項」を削り、同条第五項中「第五十条」との下に「、同条第八項及び第九項前段中「取締役」とあるのは「理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項)組合二在リテハ経営管理委員」と」を加える。

9 第三十八条中「理事会」の下に「(第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員会)」を加える。

10 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。

11 第四十一条の前の見出し及び同条を削る。

12 第三十九条第二項中「及び理事会」を「理事会及び経営管理委員会」に改める。

13 理事会は、必要があるときは、経営管理委員会を招集することができる。

14 商法第一百五十九条ノ二の規定は、前項の規定による招集について準用する。

告書及び財産目録を、その他の組合にあつては事業報は「を」、「理事会」の下に「及び経営管理委員会」を加え、同条第五項中「第一項の組合の」を削り、同条第六項中「第四十一条第一項」を「第四十条第一項」に改め、「記載」との下に「・同項第十号中「取締役」とあるのは「理事及経営管理委員」とを加え、「第十二条の五第二項」を「第十二条の六第二項」に改め、同条第九項中「第一項の組合の組合員及び」を「組合員及び組合の」に改め、同条第十項中「主務省令」を「農林水産省令」に改め、同条を第四十条とする。

第四十一条の二第一項中「理事」を「第十二条第一項第二号」を「第十二条第一項第四号」に、「第四十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第八十七条第八項」を「第八十七条第十一項」に改め、同条第二項及び第三項中「第四十一条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第五項及び第八項第三号中「第四十一条第六項」を「第四十条第六項」に改め、同条第二項及び第三項中「この場合において、第一項」に改め、同条第十項中「この場合において、第一項」に改め、「第一百七十四条第二項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法を加え、「第十二条の五第二項」を「第十二条の六第二項」に改め、「第八十条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は経営管理委員」と、同法を加え、「第四十二条の三第四項」を「第四十二条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に、「第四十二条の二第四項」と、商法特例法第十一条中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」に、「第四十二条の二第四項」を「第四十二条の三第四項」とする。

十一條の三第五項」を「第四十一条の二第五項」に、「第四十一条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同条第十一項中「第四十一条第三項」を「第四十条第三項」に改め、同条第十二項中「第四十一条第七項」を「第四十条第七項」に、「第四十一条の三第十一項」を「第四十一条の二第十一項」に改め、同条第十四項に改め、同条を第四十一条の二とする。

第四十三条第一項中「又は役員」の下に「(第三十四条の一)第三項の組合にあつては、理事を除く。以下、この項において同じ。」を加える。

「第四十一条の見出しづる（役員の改選又は解任の請求）」に改め、同条第一項中「役員」の下に「（第三十四条の一第三項の組合にあつては、理事を除く。）」を加え、同条第七項中「第四十七条の四」を「第四十七條の四第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第一項」を、「改選」の下に「又は解任」を、「理事」の下に「（第三十四条の一第三項の組合にあつては、経営管理委員。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「前一項」に改め、「理事の全員」の下に「、経営管理委員の全員」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第443条第一項中「又は役員」の下に「(第三百五十四条の二)第三項の組合にあつては、理事を除く。以下この項において同じ。」を加える。  
第四十四条を次のように改める。  
(役員等に関する商法等の準用)  
**第四十四条 商法第二百五十四条第三項、第一五百五十四条ノ一、第一五百五十六条第三項、第一五百五十八条第一項、第二百六十七条第一項及び第三項から第七項まで、第二百六十八条第一項第一項から第七項まで、第二百六十九条ノ一並びに第二百六十八条ノ三の規定は理事、経営管理委員及び監事について、同法第二百六十八条第八項及び第二百六十九条の規定は理事及び経営管理委員について準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ一第三号中「本法」とあるのは「水産業協同組合法、本法」と、同法第二百六十七条第四項中「前項」とあるのは「第一項及前項」と読み替えるものとする。**  
2 民法第五十五条並びに商法第二百六十二条、第二百六十二条及び第二百七十二条の規定は理事について、第三十七条第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十八条の規定は経営管理委員について、第三十七条並びに同法第二百七十四条から第二百七十五条ノ一まで及び第二百七十八条から第二百七十九条ノ二までの規定は監事について準用する。この場合において、第三十七条第四項中「第四十条第一項の書類に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告」とあるのは「監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載」と、「記載、登

記又は公告」とあるのは「記載」と、同法第五項中「商法第二百六十六条第一項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで、第十項前段及び第十七項」とあるのは、経営管理委員について準用する場合には「商法第二百六十六条第二項、第三項、第五項、第七項(第三号を除く。)から第九項まで及び第十項前段」監事について準用する場合には「商法第二百六十六条第五項、同条第十八項の規定により読み替えて適用する同条第七項(第三号を除く。)、同条第八項及び第十項前段」と、民法第五十五条中「総会」とあるのは「総会若クハ経営管理委員会」と、商法第二百六十二条第一項中「取締役会」とあるのは「理事会(水産業協同組合法第三十四条の二第三項ノ組合ニ在リテハ経営管理委員会)」と、同条第三項中「第二百五十八条」とあるのは「第二百五十八条第一項並ニ水産業協同組合法第四十三条第一項」と、同法第二百七十四条第一項中「取締役」とあるのは「理事又は「第二百五十八条第一項中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又は「経営管理委員」と、同法第二百七十四条ノ二中「取締役」とあるのは「理事又は「理事」と、同法第二百七十五条中「取締役」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と、同法組合法第十二条の六第一項ニ規定スル子会社三中「子会社」とあるのは「子会社(水産業協同組合法第十二条の六第一項ニ規定スル子会社ヲ謂フ)」と、同法第二百七十五条ノ四中「取締役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、同法役」とあるのは「理事若ハ経営管理委員」と、「第二百六十七条第一項」とあるのは「水産業

協同組合法第四十四条第一項ニ於テ理事又ハ経営管理委員ニ付テ準用スル第二百六十七条第一項」と、「受ヶ同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項ノ承諾ヲ為シ」とあるのは「受ヶ」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

3 商法第一百五十九条第一項、第二項及び第四項、第二百五十九条ノ二、第二百五十九条ノ三、第二百六十条ノ一、第二百六十条ノ三並びに第二百六十条ノ四第一項から第三項までの規定は、理事会及び経営管理委員会について準用する。」の場合において、同法第二百六十条ノ四第一項中「記載又ハ記録スル」とあるのは「記載スル」と、同法第二百六十条ノ三第一項中「取締役」とあるのは経営管理委員会について準用する場合には「理事又ハ経営管理委員」と読み替えるものとする。

4 第四十七条条中「理事」の下に「、経営管理委員」を加える。

第五十条第三号の二中「第十二条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十二条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第五十一条の二第七項中「前条中「水産業協同組合法」の下に「第四十七条の五第三項」を、「同法」の下に「第四十七条の五第三項」を、「同法」の下に「第四十七条の五第三項」を加える。

第五十二条第一項第五号中「、信用事業」を削り、「第十二条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十二条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め、同項第六号中「、損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同条第二項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るもの)」を改め、同条第四項中「第十二条第一項第八号の二」を「第十二条第一項第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

第五十三条第一項に後段として次のように加える。

第五十四条第三項に後段として次のように加える。

第五十五条第一項に後段として次のように加える。

第五十六条第一項に後段として次のように加える。

第五十七条第一項に後段として次のように加える。

第五十八条第一項に後段として次のように加える。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

第六十条第一項に後段として次のように加える。

第六十一条第一項に後段として次のように加える。

第六十二条第一項に後段として次のように加える。

第六十三条第一項に後段として次のように加える。

第六十四条第一項に後段として次のように加える。

第六十五条第一項に後段として次のように加える。

第六十六条第一項に後段として次のように加える。

第六十七条第一項に後段として次のように加える。

第六十八条第一項に後段として次のように加える。

条に次の二項を加える。

2 第三十四条の二第三項の組合にあつては、経営管理委員及び監事の職務を行ふ者がないときは、理事は、総会を招集しなければならない。

3 第四十八条第一項第五号中「、信用事業」を削り、「第十二条第一項第三号、第五号若しくは第八号の二」を「第十二条第一項第五号、第七号若しくは第十一号」に改め、同項第六号中「、損失処理案及び附属明細書」を「及び損失処理案」に改め、同条第二項中「変更」の下に「(軽微な事項その他の農林水産省令で定める事項に係るもの)」を改め、同条第四項中「第十二条第一項第八号の二」を「第十二条第一項第十一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 組合は、第二項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

5 第五十二条第一項に後段として次のように加える。

6 第五十三条第一項に後段として次のように加える。

7 第五十四条第一項に後段として次のように加える。

8 第五十五条第一項に後段として次のように加える。

9 第五十六条第一項に後段として次のように加える。

10 第五十七条第一項に後段として次のように加える。

11 第五十八条第一項に後段として次のように加える。

12 第五十九条第一項に後段として次のように加える。

13 第六十条第一項に後段として次のように加える。

14 第六十一条第一項に後段として次のように加える。

15 第六十二条第一項に後段として次のように加える。

16 第六十三条第一項に後段として次のように加える。

17 第六十四条第一項に後段として次のように加える。

18 第六十五条第一項に後段として次のように加える。

19 第六十六条第一項に後段として次のように加える。

20 第六十七条第一項に後段として次のように加える。

21 第六十八条第一項に後段として次のように加える。

22 第六十九条第一項に後段として次のように加える。

含む。)中「取締役」とあるのは「理事、経営管理委員」と、同法に改め、「記載スル」との下に「、同条第三項中「及出席シタル取締役」とあるのは「並二出席シタル理事及経営管理委員」と

2 第十二条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

3 第五十二条第一項に後段として次のように加える。

4 第五十三条第一項に後段として次のように加える。

5 第五十四条第一項に後段として次のように加える。

6 第五十五条第一項に後段として次のように加える。

7 第五十六条第一項に後段として次のように加える。

8 第五十七条第一項に後段として次のように加える。

9 第五十八条第一項に後段として次のように加える。

10 第五十九条第一項に後段として次のように加える。

11 第六十条第一項に後段として次のように加える。

12 第六十一条第一項に後段として次のように加える。

13 第六十二条第一項に後段として次のように加える。

14 第六十三条第一項に後段として次のように加える。

15 第六十四条第一項に後段として次のように加える。

16 第六十五条第一項に後段として次のように加える。

17 第六十六条第一項に後段として次のように加える。

18 第六十七条第一項に後段として次のように加える。

19 第六十八条第一項に後段として次のように加える。

20 第六十九条第一項に後段として次のように加える。

21 第七十一条第一項に後段として次のように加える。

22 第七十二条第一項に後段として次のように加える。

合連合会、第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

2 第十二条第一項第四号の事業を行う組合は、総会の議決を経て、同号の事業を行う他の組合、第八十七条第一項第四号の事業を行う水産加工業協同組合連合会に譲り渡すことができる。

3 前二項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡又は譲受けについては、政令で定めるものを除き、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第五十四条の三第一項中「第十二条第一項第八号の二」を「第十二条第一項第十一号」に、「第一百三十条第一項第十号」を「第百三十条第一項第二十九号」に改め、同条第四項中「前条第四項の規定は、」を「前条第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経て」に改めることとする。

5 第五十四条の三第一項中「第十二条第一項第八号の二」を「第十二条第一項第十一号」に、「第一百三十条第一項第十号」を「第百三十条第一項第二十九号」に改め、同条第四項中「前条第四項の規定は、」を「前条第七項の規定は、第四十八条第一項第五号の規定による議決を経て」に改めることとする。

6 第五十四条の四中「第十二条第一項第二号の事業を行う」及び「同号の事業を行う」を削り、「この場合において」の下に「、同法第三十二条第一項、第三十三条第二項、第二百八十五条ノ二から第二百八十六条ノ三まで及び第二百八十七条ノ二中「貸借対照表」とあるのは「貸借対照

表(水産業協同組合法第十一條第一項第二項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七

号ニ掲タル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録」とを、「とあるのは「貸借対照表」の下に「水産業協同組合法第十一條第一項二規定スル非出資組合ニシテ同条第一項第五号乃至第七号ニ掲タル事業ヲ行ハサルモノニ在リテハ財産目録」を加え、「第十一條の五第二項」を「第十一條の六第二項」に改める。

第五十五条第一項中「第十一條第一項第三号から第五号まで」を「第十一條第一項第五号から第七号まで」に、「以下この条」を「第七項」に、同項第一号を「第十一條第一項第四号」に、

「準備金」を「利益準備金」に改め、同条第二項中「準備金」を「利益準備金」に、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、同項を「第十一條第一項第十号」を「第十一條第一項第十三号」に改め、同項を同条第五項第一項中「第十一條第一項第十号」に改め、同項を「第十一條第一項第四号」に改め、同項を「第十一條第一項第十号」を「第十一條第一項第十三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「準備金」を「利益準備金及び第三項の資本準備金」に、「填補金」を「てん補」に、「取りくずしてはならない」を「取り崩してはならない」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 利益準備金をもつて損失のてん補に充ててもなお不足する場合でなければ、資本準備金をもつてこれに充てることはできない。

第五十五条第二項の次に次の二項を加える。

3 出資組合は、次に掲げる金額を資本準備金として積み立てなければならない。

一 出資一口の金額の減少により減少した出資の額が、持分の払戻しとして当該出資組合の組合員に支払った金額及び損失のてん

補に充てた金額を超えるときは、その超過額

二 合併によつて消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合の組合員に支払った金額及び当該組合の組合員に支払った債務並びに合併後存続する出資組合の増加した出資の額又は合併によつて設立した出資組合の出資の額を超えるときは、その超過額

4 前項第一号の超過額のうち、合併によつて消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する出資組合又は合併によつて設立した出資組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

第五十六条第一項第一号中「準備金」を「利益準備金及び第三項の資本準備金」に改め、同項第三号中「準備金」を「利益準備金」に改め、同項第四号中「前条第四項」を「前条第七項」に改める。

第五十七条の三中「第十一條の六、第十五条の四から第十五条の六まで」を「第十一條の七、第十二条の十、第十五条の三から第十五条の五まで」に改める。

第五十八条の二第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改める。

第五十八条の二第一項中「信用事業」を「業務」に改め、同条第一項中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に、「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改め、同条

第一項及び第四項中「信用事業及び信用事業に係る」を「業務及び」に改める。

第六十二条第四項たゞし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第六項中「発起人」との下に「同法第二百四十七条第一項及び二百四十九条第一項において準用する同法第二百四十九条第一項中「取締役」とあるのは、九条第一項(同法第二百五十二条において準用する場合を含む)中「取締役」とあるのは理事、経営管理委員」と読み替えるものとする。

第六十三条の二に後段として次のように加え

「第六十二条の二に後段として次のように加え

条の二第二項本文」に改める。

第七十三条に後段として次のように加える。

この場合において、商法第四百十五条规定及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「取締役」とあるのは、理事、経営管理委員と読み替えるものとする。

第七十五条の見出しを削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

「第六十二条の二に後段として次のように加え



同項第一号及び第四号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)を行ふことができる。  
第八十七条の二第一項中「前条第一項第八号」を「前条第一項第十号」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に改める。

第八十七条の三第一項中「第八十七条第一項

第二号」を「第八十七条第一項第四号」に、「。第三項」を「。第四項」に、「第十二条の五第二項」を「第十二条の六第二項」に、「、次条及び第九十二条第三項において準用する第三十四条第十项」を及び次条に改め、同項第一号中「昭和二十三年法律第二十五号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる業務を専ら當む会社(イに掲げる業務を當む会社)にあつては主として当該連合会の行う事業又はその子会社の當む業務のためにその業務を當んでいるものに限り、口に掲げる業務を當む会社のうち証券専門関連業務を當む会社にあつては当該該会社の議決権の数が当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る。)

イ 従属業務  
ロ 金融関連業務  
第八十七条の三第一項第四号を削り、同項第五号中「次条第三項第一号」を「次条第三項」に改め、「合算して、」の下に「同条第一項に規定する」を加え、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同条第二項第一号及び第

二号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第四号中「第八十七条第一項第一号」を「第八十七条第一項第四号」に改め、同号ロ中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同号ヲ同項第二号とし、同項に次の二号を加える。

三 従属業務 第八十七条第一項第四号の事務を行なう連合会の行う事業又は前項第一号に掲げる会社若しくは証券専門会社の當む業務に從属する業務として主務省令で定めるもの

#### 四 金融関連業務 第八十七条第一項第三号

若しくは第四号の事業又は証券業に付隨し、又は関連する業務として主務省令で定めるもの

第八十七条の三第七項中「第三項」を「第四項」に改め、「連合会の一の子会社の當む業務」を削り、同項を同条第十項とし、同条第六項第一号中「第五号」を「第四号」に改め、「とき」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は「を加え、「合併しよう」を「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第二項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしよう」に改め、「とき」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は「を、「規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。」」を「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第一項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は「を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 第一項の連合会は、第四項の規定により認

可対象会社を子会社としようとするとき、又は前項の規定によりその子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(認可対象会社に限る)に該当する子会社としようとするときは、その旨を定款で定めなければならない。

8 第一項の連合会が認可対象会社を子会社としている場合には、当該連合会の理事は、当該認可対象会社の業務及び財産の状況を、主務省令で定めるところにより、総会に報告しなければならない。

第八十七条の三第三項中「第四号まで」を「第三号まで」に、「第六号」を「第五号」に改め、「主として当該連合会の行う事業のために」を削り、「前項第一号」を「第一項第三号」に、「第七項及び」を「以下この項及び第十項並びに」に、「を當んでいる会社」を「又は第八十七条第一項第三号若しくは第四号の事業に付隨し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものとす。

第八十七条の二第一項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

3 第十七条の二第二項の規定は、第一項の連合会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第八十七条の三第一項」と、「子会社対象会社」とあるのは「同項に規定する子会社対象会社」と読み替えるものとする。

第八十七条の四第一項中「第八十七条第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に改め、「従属業務」の下に「又は同条第二項第四号に掲げる金融関連業務」を加え、「特定従属会社を除く」を「同項第一号に掲げる証券専門関連業務を當む会社にあつては、当該連合会の証券子会社等(同項第一号に掲げる証券子会社等をいう。以下この項において同じ。)が合算して有する当該会社の議決権の数が、当該連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して有する当該会社の議決権の数を超えるものに限る」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第一項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は合併をしよう」に改め、「とき」の下に「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第三項又は「を、「規定による認可を受けて同条第一項に規定する信用事業の全部又は一部の譲渡をした場合を除く。」」を「第九十二条第三項において準用する第五十四条の二第一項に規定する信用事業の全部若しくは一部の譲受け又は「を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 前項の規定は、認可対象会社が、第一項の連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定め





〔第十一條第一項第四号〕に、「同条第二項中「二千万円」を「第十一條の三第一項、第十一條の五第一項、第十一條の六第一項、第十一條の七第一項及び第十一條の八中「第十一條第一項第二号」とあるのは「第九十七条第一項第二号」と、第十一條の三第二項中「第十一條第一項第一号及び第二号」を「第十一條第一項第二項中「第十一條第三号及び第四号」に、「第十一條の四第一項第一号及び第二号」を「第十一條第一項第二項中「第十一條第三号」に改め、「第十一條の五第一項第一号」を「第十一條第一項第七号」に、「第十一條第一項各号に掲げる会社に該当するものに限る。」とあるのは「子会社〔一項〕」を削り、「第十一條第一項第五号」を「第十一條第一項第七号」に、「第十一條第一項各号に該当するものに限る。」とあるのは「子会社〔一項〕」に改め、「第十一條第一項第一号及び第二号」を「第十一條第一項第十四号」に、「前条第一項第八号」を「前条第一項第十号」に、「同条第八項」を「同条第十一項」に、「第二項第一号及び第二号」を「第二項第二号及び第三号」に、「第八十七条第一項第一号」を「第八十七条第一項第四号」に、「第九十二条第三項」とあるのは「第一百三項」と、同条第一項第一号中「第八十七条第一項第一号若しくは第二号」を「同条第二項第一号」に、「第九十二条第三項」とあるのは「第一百三項」から第六項まで及び第八項から第十一項までを「から第三項まで、第四項本文、第五項か

二号の事業を行ふ水産加工業協同組合連合会」とあるのは「第十一條第一項第四号の事業を行ふ漁業協同組合」と、同項中「第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第百条第一項において準用する第十一條の四第二項」とあるのは「第十六条第一項において準用する場合を含む。」に、「第五十五条第一項中「同項第一号」とあるのは「第九十七条第一項第一号」と、同条第四項中「第十一條第一項第十号」を「第五十五条第七項中「第十一條第一項第一号及び第十三号」に改め、同条第五項中「第七十五条まで」を「第七十四条まで、第七十五条第一項及び第三項、第七十六条第一項及び第二項に、及び第九十一条の三」を「並びに第九十一条の三」に改め、「この場合において」の下に、「第六十九条第三項中「第十一條第一項第四号」とあるのは「第九十七条第一項第一号」とを加え、「第三十四条第九項本文」を「第三十四条第十項本文」に改める。

第一百条の六第一項中「第十五条の三、第十五条の四及び第十五条の六」を「第十五条の二、第十五条の三及び第十五条の五」に、「第十五条の三第一項及び第十五条の四中「第十一條第一項第十八号の二」を「第十五条の二第一項及び第十五条の三中「第十一條第一項第十一号」に、「第十五条の六中「第十一條第一項第八号の二」を「第十五条の五中「第十一條第一項第十一号」に改め、同条第三項中「第三項本文、第四項から第六項まで、第八項及び第九項」を「第四項本文、第五項から第七項まで、第九項及び第十項、第三十四条の二」に、「第三十五条の二第三項」を

六条第四項において準用する商法第四百一十七  
条第一項」を削る。

第一百十九条中「第八十六条第三項」を「第八十  
六条第四項」に改める。

第一百二十二条中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

第一百一十二条第四項中「第十一条の五第二項」を「第十一  
一条の六第三項」に改める。

第一百一十三條第三項中「第十一条第一項第二

号若しくは第八号の二、第八十七条第一項第二号」を「第十一一条第一項第四号若しくは第十一

号、第八十七条第一項第四号」に改める。

**第一百二十三条の二第一項及び第二項中第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第二号**

を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項  
第四号」に改め、同条第二項中「第十一條第一項

第八号の「」を「第十一條第一項第十一号」に改

める。

を「第十一條の四第一項」に、「第十五條の三第

第一項を第十五條の「第一項」に改める。  
第一百一十四条の二の次に次の一条を加える。

(解散命令の通知の特例)

第一百一十四条の二 行政庁は 総合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が

不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することがで

ある。

2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にそ

効力を生ずる。

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十二回

「第八十六条第五項」に、「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に改め、同条第二項ただし書中「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第一号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に、「第十一條の五第一項第一号」を「第十一條の六第一項第一号」に、「第十一條の七第一項」を「第十一條第一号」に改める。

第一百一十七条の二中「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に改め、同条第二号中「第十一條の三第一項」を「第十一條第二号」に改める。

第一百一十七条の三中「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に改め、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第三号」に改める。

第一百一十七条の四及び第一百一十七条の五中「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号」に改め、「第十一條第一項第三号」を「第十一條第一項第四号」に改める。

第一百一十八条第一項中「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に改め、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第三号」に改める。

第一百一十八条第一項中「因り」を「より」に改める。

第一百一十八条の二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十一條第一項第一号、第八十七條第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号」に改め、「第十一條第一項第二号」を「第十一條第一項第三号」に改める。

第一百一十九条第一項中「二十万円」を「五十万円」に、「第十一條第一項第二号、第八十七条第一項第二号」を「第十一條第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に改め、同項第二項中「第十一條第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書」を「第十一條第十項ただし書、第八十七条第十二項ただし書、第九十三条第九項ただし書、第九十七条第十項ただし書」に改め、同項第二十二号中「第十一條第十項ただし書、第八十七条第十二項ただし書、第九十三条第九項ただし書」を「第十一條第十五号」とし、同項第二十二号中「第十七條の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）」又は第八十七条の三第三項（同条第四項）を「第八十七条の三第四項（同条第六項）」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項第二十一号を同項第四十三号とし、同項第二十号の四を同項第四十二号とし、同項第二十号の三を同項第四十一号とし、同項第二十号の二中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第九項」に改め、同号を同項第四十号とし、同項第二十号中「第八十七条の三第三項」を「第八十七条の三第四項」に、「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第十九号を同項第三十八号とし、同項第十八号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第十七号中「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改める。

中「第八十八條第四項」を「第八十八條第五項」に改め、同号を同項第三十五号とし、同項第十五項に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第十四項に改め、「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項第十三号を削り、同項第十一号を同項第三十二号とし、同項第十一号中「第二項若しくは第三項」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第十二号を「第八十六条第七項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十号中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第六項」に改め、「信用事業の全部若しくは一部を譲渡し」の下に「若しくは譲り受け」を加え、「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第九号の三を同項第二十八号とし、同項第九号の二中「第四十七条の四」を「第四十七条の四第一項」に、「第四十二条第七項」を「第四十二条第八項」に、「又は」を、「第四十七条の四第二項(第五十五条の二第七項)」に、「若しくは第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。」又は「に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第九号中「第四十四条」を「第四十四条第三項第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。」に、「若しくは第三項」を「若しくは第六项に改め、「第五十四条の四」の下に「第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。」に改め、「第八十六条第二項」を加え、「及び第一百条第三項」

「第八十六条第四項」を「第八十六条第五項」に、  
「第七十七条において、若しくは第八十六  
条第四項において、それぞれ準用する同法第四  
百二十七条第一項」を「第七十六条第一項（第八  
十六条第五項、第九十一条第五項、第九十六条  
第五項、第一百条第五項及び第一百条の六第五項）  
において準用する場合を含む。」に改め、同号を  
同項第二十八号とし、同項第八号を削り、同項  
第七号中「第四十二条第四項」を「第四十二条第  
五項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同  
項第六号の四中「第四十一条の三第十項」を「第  
四十二条の二第十項」に改め、同号を同項第二  
十四号とし、同項第八号の三中「第四十一条の  
三第十項」を「第四十一条の二第十項」に、「第四  
十四条（第九十二条第三項、第九十六条第三  
項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項）において  
準用する場合を含む。以下この号及び第九号  
並びに次項において同じ。」を「第四十四条第一  
項」に、「又は第四十四条」を「又は第四十四条第一  
項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同  
項第六号の二中「第四十条第一項（第八十六条第  
二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、  
第一百条第三項及び第一百条の六第三項）において  
準用する場合を含む。」、第四十一条第九項（第四  
十二条の三第十二項）を「第四十条第九項（第四  
十八条第二項）に、「並びに」を「並びに第  
一百条第三項及び第一百条の六第三項」に改め、  
「第四十条第一項」を「第四十条第六項」に改め、  
「の規定、第四十一条第六項（第九十二条第三

項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。」を削り、「第四十一条の三第十二項」を「第四十一条の二第十一項」に、「並びに第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項」を「並びに第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項に改め、同号」を同項第一十一号として、同項第五号の六中「第三十七条第五項」の下に「第四十四条第二項（第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。第二十三号及び次項において同じ。）、第八十六条第二項及び第三項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第五号の五中「又は第三項」を「、第三項若しくは第四項（これらの規定を第九十二条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。又は第五項）に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。」

三十四条第十項」を「第三十四条第十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第五号の二を同項第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

び第百条の六第三項において準用する場合を含む。)、第六十八条第五項(第八十六条第五項、第九十六条第五項及び第一百条の六第五項において準用する場合を含む。)又は第九十一条の二第五項(第一百条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第一百三十条第二項中「第四十一条の三第十項又は第四十四条」を「第四十一条の一第十項又は第四十四条第二項」に改め、同条第三項中「第十八条第一項第八号若しくは第八項」を「第十八条第一項第十号若しくは第十一項」に、「二十七条第一項第十号若しくは第十一項」に、「二十七条第一項第八号若しくは第八項」を「五十五万円」を「五十万円」に改める。

(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第一条 農林中央金庫及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

(定義)

第一条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、「農業者」の下に「及び水産業者」を加える。

第二条を次のように改める。

(定義)

第一条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、「農業者」の下に「及び水産業者」を加える。

第二条この法律において「特定農水産業協同組合等」とは、次に掲げる者をいう。

一 特定農業協同組合(農林中央金庫の会員



第十四条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、同条

第二十四条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改める。

「信用水産加工業協同組合連合会」とあるのは「特定漁業協同組合等」と、同項後段中「第九十二条

行うことができる

第一項中「前項の規定により」を「前項の規定により信用農業協同組合連合会を脱退する場合について、水産業協同組合法第九十二条第一項又は第一百条第二項において準用する同法第二十一条の規定は前項の規定により信用漁業協同組

第二十五条第一項中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に、「第二条第五項第一号」を「第二条第四項第一号及び第四号」に改め、同条第二項に後段として次のように加え  
る。

第二項若しくは第一百条第一項において準用する同法第二十八条第一項とあるのは「第二十八条第一項(同法第九十二条第二項、第九十六条第二項又は第一百条第二項において準用する場合を含む。)」と、第十九条第一項に改める。

第四十七条中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、同条第十一号中「第四十二条第一項」を「第四十二条第三項」に改める。

合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会を」に、「同条第一項」を「農業協同組合法第二十

この場合において、第九条第四項中「第九十二条第三項又は第一百条第三項において準用

中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同

第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

二条第二項又は水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条第二項に改め、同条第三項中「信用農水産業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「第二十三条」の下に又は水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第二項において準用する同法第二十八条」を加える。

(同法第九十二条第二項、第九十六条第三項  
又は第一百条第三項において準用する場合を含む。)と読み替えるものとする。

第二十一条第一項中「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に改め、同条第三項中「農業協同組合法第四十五条第一項」を「農業協同組合法第四十五条第一項の規定を、特定

第三十一条を次のように改める。  
組合等に改める。

第十五条第一項中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、同条第二項第一号中「農業者」の下に「又は水産業者」を加え、同項第一号中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改め、「農業者」の下に「、水産業者」を加える。

漁業協同組合等における一部事業譲渡決議については水産業協同組合法第四十九条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項又は第一百条第三項において準用する場合を含む。)に改める。

項」を「第一項」に改め、「特定農業協同組合」の下に又は前項の特定漁業協同組合若しくは特定水産加工業協同組合」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第十六条第一項、第十七條、第十八條、第十九條第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条並びに第二十二条中「信用農業協同組合連合会」を「信用農水産業協同組合連合会」に改める。

「信用農水産業協同組合連合会」に、「特定農業協同組合等」を「特定農水産業協同組合等」に、「第十九条第一項」を「同条第二項前段中「信用農業協同組合連合会」とあるのは「特定農業協同組合等」と、「第九十二条第一項又は第一百条第一項において準用する同法第二十八条」とあるのは「第二十八条(同法第九十二条第二項、第九十六条第一項又は第一百条第一項において準用する場合を含む。)」と、「信用漁業協同組合連合会又は

組合は、第三条の規定による農林中央金庫の指導に基づきその信用事業の全部を農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会に譲り渡した場合は、水産業協同組合法第十一條又は第九十三條の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、その信用事業の全部を譲り渡した農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会又は信用水産加工業協同組合連合会の業務の代理を

金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)  
第十九条第一項第四号の規定による貸付け  
の業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借り入れによる債務を保証することとなるときのその保証したこととなる債務の保証

金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)  
第十九条第一項第四号の規定による貸付け  
の業務に係るものに限る。)を受けて中小漁業者等に対する貸付けを行つた場合であつて、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借り入れによる債務を保証することとなるときのその保証したこととなる債務の保証



官 報 (号 外)

定する同一人に対する信用の供与等(新水協法第十一条の八第一項に規定する信用の供与等をいう。以下この項において同じ。)を超えている漁業協同組合等及び当該漁業協同組合等の子会社等(同条第二項に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。)又は当該漁業協同組合等の子会社等の当該同一人に対する信用の供与等については、当該漁業協同組合等が施行日から起算して三月を経過する日までにその旨を行政庁(新水協法第二百二十七条第一項に規定する行政庁をいう。以下この項において同じ。)に届け出たときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、当該漁業協同組合等及び当該漁業協同組合等の子会社等又は当該漁業協同組合等の子会社等が合算して当該同一人に対して同日後も引き続き合算信用供与等限度額を超えて当該信用の供与等をしないこととすれば当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがある場合その他やむを得ない理由がある場合において当該漁業協同組合等が同日までに行政庁の承認を受けたときは、当該漁業協同組合等は、同日の翌日において新水協法第十一条の八第二項後段において準用する同条第一項ただし書の規定による承認を受けたものとみなす。

水協法第九十六條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。

水協法第九十二条第三項、第九十六条第三項、  
第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準  
用する場合を含む。)又は第八十六条第三項にお  
いて準用する新水協法第三十七条第四項の規定  
は、施行日以後にされる記載について適用し、  
施行日前にされた記載については、なお従前の  
例による。

2 この法律の施行の際現に存する組合、漁業生  
産組合又は共済水産業協同組合連合会の理事又  
は監事については、新水協法第四十四条第二項  
(新水協法第九十二条第三項、第九十六条第三  
項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項におい  
て準用する場合を含む。)又は第八十六条第三項  
若しくは第三項において準用する新水協法第三  
十七条第五項の規定は、施行日以後の行為に関  
する責任について適用し、施行日前の行為に関  
する責任については、なお従前の例による。

第九条 新水協法第五十四条の二第一項から第三  
項まで及び第六項の規定(これらの規定を新水  
協法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び  
第一百条第三項において準用する場合を含む。)  
は、施行日以後に議決される信用事業(新水協  
法第十二条の四第一項(新水協法第九十二条第  
一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項にお  
いて準用する場合を含む。)に規定する信用事業  
をいう。以下この条において同じ。)の全部又は  
一部の譲渡又は譲受けについて適用し、施行日  
前に議決され、又は行われた信用事業の全部又  
は一部の譲渡又は譲受けについては、なお従前  
の例による。

第十条 新水協法第五十五条第一項から第六項ま  
で(これらの規定を新水協法第八十六条第二  
項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第  
一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用

する場合を含む。次項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧水協法第五十五条第一項(旧水協法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項、第一百条第三項及び第一百条の六第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧水協法第五十五条第一項の準備金は、新水協法第五十五条第一項の利益準備金として積み立てられたものとみなす。

第十一條 新水協法第五十八条の二第二項(新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

第十二条 新水協法第五十八条の三第一項及び第二項(これららの規定を新水協法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

第十三条 新水協法第六十九条第三項(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に申請された新水協法第六十九条第二項(新水協法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第一百条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の認可について適用し、施行日前に申請された新水協

法第六十九条第一項の規定による認可について  
は、なお従前の例による。

(農林中央金庫及び特定農業協同組合等による  
信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改  
正に伴う経過措置)

第十四条 農林中央金庫は、この法律の施行前に  
おいても、第二条の規定による改正後の農林中  
央金庫及び特定農水産業協同組合等による信  
用事業の再編及び強化に関する法律(以下この条  
において「新再編強化法」という。)第四条第一項  
において「新再編強化法」という。)第四条第一項  
に規定する主務大臣(新再  
編強化法第四十三条第一項に規定する主務大臣  
をいう。)に届け出ることができる。

から第六項までの規定の例により、同条第一項  
第二号に掲げる信用事業の区分に係る同項に規  
定する基本方針を定め、これを主務大臣(新再  
編強化法第四十三条第一項に規定する主務大臣  
をいう。)に届け出ることができる。

この法律の施行前に前項の規定によりされた  
届出は、施行日において新再編強化法第四条第  
六項の規定によりされた届出とみなす。

第十五条 農林中央金庫の会員は、農林中央金庫  
に対し、施行日から起算して一月を経過した日  
までの間に限り、書面をもって持分の払戻しを  
請求することができる。同日に農林中央金庫を脱  
退することができる。

2 農林中央金庫の会員は、前項の規定により脱  
退したときは、定款で定めるところにより、そ  
の持分の全部又は一部の払戻しを請求すること  
ができる。

3 前項の持分は、施行日から起算して一月を経  
に次のように加える。

水産業協同組合法等の一部を改正する  
法律(平成十四年法律第一号)

附則第四条第一項の規定により都道府県が処理する  
こととされている事務

過した日における農林中央金庫の財産によつて  
これを定める。

(農林漁業信用基金法の一部改正に伴う経過措  
置)

第十六条 第四条の規定による改正後の農林漁業  
信用基金法第三十四条第三項の規定は、平成十  
三年四月一日に始まる事業年度に係る同項に規  
定する書類から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為及びこの  
附則の規定によりなお従前の例によることさ  
れる事項に係るこの法律の施行後にした行為に  
対する罰則の適用については、なお従前の例に  
よる。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもの  
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置  
は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第十九条 地方自治法の一部を次のように改正す  
る。

別表第一水産業協同組合法(昭和二十三年法  
律第二百四十二条)の項中「第十一項第二  
号」を「第十一項第四号」に、「第八十七条  
第一項第二号」を「第八十七条第一項第四号」に  
改め、同表漁業協同組合併促進法(昭和四十  
二年法律第七十八号)の項中「第十一項第一  
号」を「第十一項第四号」に改め、同表

(漁業法の一部改正)

第二十条 漁業法(昭和二十四年法律第一百六十  
七号)の一部を次のよう改定する。

第十六条第七条第一項第一号中「農林中央金庫及び  
特定農業協同組合等による信用事業の再編及び  
強化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農

水産業協同組合等による信用事業の再編及び強  
化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第一  
条第五項の二第五項」に改め、同条第五項中「第十  
五条の二第五項」を「第十一条の二第五項」を「第  
二号」に改める。

第十七条第七条第一項第一号中「農林中央金庫及び  
特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強  
化に関する法律」を「農林中央金庫及び特定農

水産業協同組合等による信用事業の再編及び強  
化に関する法律」に、「第二条第三項」を「第一  
条第二号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十一条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及  
び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合  
法の適用の特例に関する法律(一部改正)

第二十二条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協  
同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業  
協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二  
十五年法律第二百五十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第一条中「第十一項第七号及び第八号」  
を「第十一項第九号及び第十号」に、「第  
八十七条第一項第七号及び第九号」を「第八十七  
条第一項第九号及び第十一号」に改める。

第五条中「第十一項第三項」を「第十一項第十  
项」に改める。

第一条中「第八十七条第三項」を「第八十七条  
第十二項」に改める。

第二十二条 住宅融資保険法の一部改正

第一条中「第十一項第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三  
号及び第四号」に改める。

第一百九十六条の四第一項中「第八十七条第一  
项第一号及び第二号」を「第八十七条第一項第三  
号及び第四号」に改める。

第二十三条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第  
六十三号)の一部を次のように改定する。

第二十五条 漁業協同組合併促進法(昭和四十  
二年法律第七十八号)の一部を次のように改正  
する。

第一条中「第十一項第一号及び第二号」を  
「第十一項第三号及び第四号」に改め  
る。

第二十五条 漁業協同組合併促進法(昭和四十  
二年法律第七十八号)の一部を次のように改正  
する。

第二十三条 税特別措置法(昭和三十二年法律  
第二十六号)の一部を次のように改定する。

第一条中「第二項及び第三項」を「第三項  
第十号」に改める。

第十五条第一項第一号中「第十一項第二号」を  
「第十一項第四号」に改める。



### 三 債権管理回収業に関する特別措置法(平成

十年法律第二百二十六號)第一條第一項第一號

組合連合会」を、「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改め、「第五十条」の下に「(同)法第九十二条第三項、第九十六条第三項及第一百

(持続的養殖生産確保法の一部改正)  
第三十六条 持続的養殖生産確保法(平成十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正す

業協同組合等による信用事業の再編及び強化に  
関する法律」に改める。

(協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正)

第三十四条 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号中「及び水産加工業協同組合」を削り、「第十二条第一項第二号又は」を

「第十一條第一項第四号(信用事業)の事業を行ふことを限る。第一項第二号、第三二

四条第二項、第三十六条第一項及び第二項並び  
うものは限る。第十九条第一項第二号、第三十

に第四十五条第一項において同じ。)、漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号(信用

事業)の事業を行うものに限る。第三十四条第

二項 第三十六条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項において同じ。)、水産加工業協同

組合(同法)に改め、「並びに漁業協同組合連合会及び「第八十七条第一項第二号又は」を削除

る。第一回第一章「第一回第一章」

第十九条第一項第三号中「第五十五条第四項」を「第五十五条第七項」に改める。

第三十四条第一項中「及び農業協同組合連合会」を、「農業協同組合連合会、漁業協同組合及

び漁業協同組合連合会」に改める。

第三十六條第一項中「及び農業協同組合連合会」を「農業協同組合連合会、漁業協同組合及

「及び農業協同組合連合会」に改め、同条第二項中

合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会の「に、「及水産加工業協同組合並ニ漁業協同

平成十四年六月一日 衆議院会議録第四十一号 水産業協同組合法等の一部を改正する法律案及び同報告書

「組合連合会」を、「漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合」に改め、「第五十条」の下に「(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及第百条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を、「經營管理委員」との下に、「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については理事(水産業協同組合法第三十四条の二第三項(同法第九十二条第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ組合ニ在リテハ經營管理委員)」と加える。

第三十八条第二項第七号中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

(資産の流動化に関する法律等の一部改正)

第三十五条 次に掲げる法律の規定中「第十一条第一項第二号、第八十七条第一項第一号」を「第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号」に、「第十一条第三項第六号、第八十七条第六号」に、「第十一条第三項第六号、第八十七条第六号」又は「第十九条第二項第六号又は第九十七条第三項第六号」を「第十一条第三項第八号、第八十七条第四项第八号、第九十三条第二項第八号又は第九十七条第三項第八号」に改める。

一 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第百三十二条第二項第五号

二 中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第一百五十五条第三号

三 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第百三十二条第二項第五

(持続的養殖生産確保法の一部改正)  
第三十六条 持続的養殖生産確保法(平成十五年法律第五十一条)の一部を次のように改正する。

業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」に改める。

(二) 漁協系統信用事業の効率化及び健全化を図るため、農林中央金庫の会員である信用事業を行う漁協等を本法の対象に追加して、農林中央金庫が、漁協系統信用事業の再編及び強化に関する自らルールである基本方針を定め、経営改善や組織統合の指導を行うこと。

(三) 信用事業を行う漁協等から農林中央金庫への事業譲渡の途を開くなど漁協系統全体としてのセーフティーネットを構築すること。

3 中小漁業融資保証法及び農林漁業信用基金法の一部改正

貯金業務を行わない漁協等からの貸付け及び農林漁業金融公庫の委託を受けて信漁連等が行う貸付けを、漁業信用基金協会の保証対象に追加するなど、漁業信用保証制度の改善を図ること。

4 施行期日

この法律は、平成十五年一月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、漁協等の事業、業務執行体制等の整備を図るとともに、漁協系統信用事業の健全な運営を確保するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年六月十一日 農林水産委員長 鈴呂 吉雄  
(別紙)

衆議院議長 締貫 民輔殿

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

資源状態の悪化等により経営環境が一段と厳し

さを増している中、水産業協同組合については、水産基本法の基本理念の実現に向け、積極的な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努め、その健全な発展に万全を期すべきである。

記

一 水産資源の管理・營漁指導をはじめ、水産物の安定供給、漁業の経営改善、漁村の活性化等、漁協等による取組みが円滑かつ適切に行われるよう、地方公共団体とも連携し、事業・組織基盤の強化等各種施策の積極的な推進に努める。また、漁協の自主性を尊重しつつ、漁協合併が促進されるよう、漁業協同組合合併促進法等関係制度について検討しつつ、国及び地方公共団体の取組みを強化すること。

二 常勤理事の必置 最低出資金額の引上げに当たっては、漁協系統の組織・事業の実情を十分踏まえ、現場での混乱を来すことのないよう適切に対応すること。

三 「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「第四章 漁業共済事業(第百三十九条の二)」を「第四章 漁業共済事業(第百四十七条の二)」に、「漁業再共済事業(第百三十八条)」を「第四章 漁業共済事業(第百四十七条)」に、「漁業再共済事業(第百四十七条)」を「第四章 漁業共済事業(第百三十九条)」に、「漁業再共済事業(第百四十七条)」を「第四章 漁業共済事業(第百三十九条)」に改める。

四 漁協系統信用事業の健全性を確保するため、その零細性・脆弱性等の実態を踏まえ、信用事業の整備が迅速かつ機動的に行われるよう指導すること。その場合、組合員に対する利便性の提供が十分確保されるよう指導すること。

右決議する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月二十二日

第三十一条に、「漁業再共済事業」の下に「又は漁業共済事業」を加える。

第二条中「漁業再共済事業」の下に「又は漁業共済事業」を加える。

三 「漁業再共済事業及びこれら」を「及びこれ」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二項を加える。

四 連合会は、第四条の目的を達成するため、漁業再共済事業及びこれに附帯する事業(組合と合併した場合にあつては、漁業再共済事業及び漁業共済事業並びにこれらに附帯する事業)を行ふ。

八) に、「第一百三十二条の二」を「第一百三十二条の二」に改める。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案

第六十八条中「第一百九十六条の十七」を「第一百九十六条の二」に改める。

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 監督(第六十八条—第七十七条)」を「第五節 漁業共済組合連合会と漁業共済監督(第六十八条—第七十七条)」に改める。

組合との合併(第六十七条の二—第六十七条の二)」を「第六十七条の二—第六十七条の二」に改める。

組合との合併(第六十七条の二—第六十七条の二)

第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併

第六十七条の二 連合会と組合とは、合併を行うことができる。この場合において、合併後存続する法人は、連合会とする。

第六十七条の三 連合会と組合との合併について

は、第四十二条、第五十条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第五十五条及び第五十六条の規定を準用する。

(合併の手続等)

第六十七条の四 組合と合併した連合会の会員の資格を有する者は、第六十二条に規定する者

ほか、次に掲げる者であつて、連合会と合併した組合の地区に相当する区域内に住所を有するものとする。

第六十七条の五 連合会は、組合と合併したとき

(以下「特定会員」という。)については、第六十七条第一項に規定するものほか、第十四条第二項、第十七条から第十九条まで及び第二十一条(連合会の持分取得の特例)

第二項の規定にかかる限りにおいて、地域再共済事業組合と合併した場合にあつては、地域再共済事業及びこれらに附帯する事業(組合と

漁業共済事業並びにこれらに附帯する事業)を行ふ。

第六十七条の五 連合会は、組合と合併したとき

は、第六十七条第一項において準用する第十五条の規定にかかわらず、当該組合の連合会に対する持分を取得することができる。

第六十七条の五 連合会が前項の規定によつてその持分を取得したときは、速やかに、これを処分しなければならない。

(共済規程の規定の特例)

第六十七条の六 組合と合併した連合会の共済規程には、第六十五条に掲げる事項のほか、第二十三条第一項に掲げる事項を規定しなければならない。

(連合会の役員の選任の特例)

第六十七条の七 組合と合併した連合会について、第六十七条第二項において読み替えて準用する第二十五条第四項の規定の適用については、同項本文中「組合の理事」とあるのは、「組合の理事又は連合会の特定会員たる漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会の理事若しくは連合会の特定会員たる漁業協同組合の組合員(准組合員を除くものとし、法人にあつてはその代表者とする。)」とする。

(総代会)

第六十七条の八 組合と合併した連合会は、農林水産省令で定めるところにより、定款をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

四 漁業施設共済

第七十八条第一項中「又は当該養殖水産動植物に係る養殖施設(水産動植物の養殖の用に供する施設で当該養殖業を営む者が所有するものといふ。以下同じ。)」を削り、「又は供用中に流失し、損壊した」を「に流失した」に改め、同条第三項中「若しくは被共済者」を「又は被共済者」に、「若しくはその構成員の損失又は被共済者若しくはその構成員が営む養殖業に係る養殖施設がその供用中に損壊し、流失した等の場合の被共済者若しくはその構成員の損害」を「又はその構成員の損失」に改め、同条第四項中「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「の所有する漁具が当該漁具をその用に供す

る漁業の操業中に損壊した」を「が営む漁業の用に供する養殖施設又は漁具がその供用中に損壊し、流失した」に改める。

第八十条第一項中「種目」を「漁業の種類」に、

「漁具共済」を「漁業施設共済」に改め、「種類たる」の下に「養殖施設又は」を加え、同条第二項中「に掲げる漁業に係る共済契約、同条第三号」を削り、「共済契約」の下に「当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして」を、「に係る共済契約」の下に「(当該共済契約に係る共済掛金の支払を特に確保する必要があるものとして農林水産省令で定めるものに限る。)」を加える。

第八十五条第一項中「に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第一百一十五条の四第一項第二号」を「第一百一十五条の三第一項第二号」に改め、「及び養殖施設」及び「及び当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設」を削り、「漁具共済」を「漁業施設共済」に、「漁具に」を「養殖施設及び漁具に」に改め、同条第二項中「に掲げる組合員にあつては同号口に規定する規約を定めている中小漁業者、同号ハに掲げる団体にあつてはその構成員、同項第三号口」を削り、「第一百一十五条の三第一項第二号」に改め。

第七十七条第四号を次のように改める。

二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とす

る。

第一百四条の見出し中「種目」を「区分」に改め、同号中「、その種目は」を削り、「種別により第一号

二項を削り、同条第三項中「第一百五条第一項第三号口」を「第一百五条第一項第二号」に、「特定第三号漁業者」を「特定第一号漁業者」に、「第一百四条第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条第四項中「又は第三号口」を削り、「第八項」を「第五項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条第四項中「又は第三号口」を掲げるに「に掲げる」に、「同項第二号」を「に掲げる」

に改め、「第二項又は」を削り、「第一百四条第一号又は第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を「第三項」とし、同

第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」

に、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第一号」又は

第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第六項中「若

しくは第三項」「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」

に、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第四項とし、同条第六項中「若

しくは第三項」「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」

に、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第二項を削る。

第一百九条第一項中「漁獲共済の種目」を「対象とする漁業の種類」に、「種目に係る」を「種類の」に改め、同条第二項中「漁獲共済の種目」を「漁業の種類」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「又は第一号」及び「種目の」を削る。

第一百十一条第一項中「第一百四条第一号又は第二号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「又は第三号口」を「に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第一号口又は第三号口」を「同号口」に改め、「第五項」の下に「並びに「第一百十三条の三第二項」を加え、「同条第二項中「漁獲共済の種目」を「漁業の種類」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第三項中「又は第一号」及び「種目の」を削る。

第一百十二条第一項中「係る種目の」を「係る」に改め、「又は第三号ハ」を削り、「当該種目の」を削り、「当該漁業に係る」に改め、「属する漁業の種別又は」を削り、同条第二項中「又は第三号口」を削る。

第一百六条中「漁獲共済の種目」を「対象とする漁業の種類」に、「種目に係る」を「種類の漁業に係る漁獲共済の」に改める。

第一百七条の前の見出しを削り、同条に見出しそう。

三百二十二条第一項中「(共済契約の締結の制限)」を付する。

第一百八条の二第一項中「種目の」を削り、同条第三

二項を削り、同条第三項中「第一百五条第一項第三号口」を「第一百五条第一項第二号」に、「特定第三号漁業者」を「特定第一号漁業者」に、「第一百四条第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条第四項中「又は第三号口」を削り、「第八項」を「第五項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条第四項中「又は第三号口」を掲げるに「に掲げる」に、「同項第二号」を「に掲げる」

に改め、「第二項又は」を削り、「第一百四条第一号又は第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を「第三項」とし、同

第三号」を「第一百四条第二号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第六項中「若

しくは第三項」「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」

に、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第四項とし、同条第六項中「若

しくは第三項」「又は第三項」及び「又は特定第三号漁業者」を削り、「同項」を同条第五項とし、同条第五項中「又は第三号ハに掲げる」を「に掲げる」

に、「同項第一号ハ又は第三号ハ」を「同号ハ」に改め、「又は第三項」を削り、「第百四条第一号」に改め、「種目の」を削り、「同項」を同条第二項を削る。

第一百三十三条第一項中「種目の」を削り、「第一百四

## 官 報 (号外)

条第二号又は第三号を「第一百四条第一号」に改め、「又は第三号ハ及び属する漁業の種別又は」を削り、同条第一項中「第一百四条第一号又は第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種田の」を削り、「又は第三号に掲げる」を「に掲げる」に、「同項第一号又は第三号」を「同号」に改め、「同条第三項中属する漁業の種別又は」を削り、同条第三項中「第一百四条第三号」を「第一百四条第一号」に改め、「種目」を「種目の」を削り、「第一百五条第一項第三号」を「第一百五条第一項第一号」に改め、同条第四項中「漁業の種別又は種類に係る種目」を「種類の漁業に係る」に、その者が第百五条第一項第二号又は第三号を「その者が第百五条第一項第二号」に、「同項第一号又は第三号」を、「同号」に改め、「同項第一号又は第三号に掲げる」を「に掲げる」に改め、「同項第一号中「漁業の種類に係る種目」を「種類の漁業に係る」に改め、「属する漁業の種別又は」を削り、同項第一号中又は第三号に掲げる「を」に掲げる「を」に改め、「同項第一号又は第三号」を「同号」に改め、「同項第一号又は第三号に掲げる」を「に掲げる」に改め、「同項第一号中「漁業の種類に係る種目」を「漁業の種類」に改める。

第三章第二節中第百十三条の二の次に次の二条を加える。  
(包括継続申込特約)

第一百十三条の三 第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業であつて、その漁業に係る共済事故の発生の態様に照らして共済契約の締結につき特例を定める必要があるものとして農林水産省令で定める種類のものに係る漁獲共済に係る共済契約が締結される場合には、これと併せて包括継続申込特約をすることができる。

2 前項の包括継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」といふ。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁獲共済に係る共済契約で当初契約に係る漁業単位及びこれに係る漁業の種類と漁業単位及びこれに係る漁業の種類

類が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、共済金額の合計及びその共済金の金額の算定の方法並びに共済限度額又は単位共済限度額が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

4 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、第百十一条第一項又は第二項の規定は、適用しない。

3 前項の特約に係る共済限度額又は単位共済限度額については、同項中「当該共済契約について、これを締結するとすればその共済契約に係る漁業、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具につき共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約」とあるのは、「当該共済契約」とする。

5 包括継続申込特約は、継続契約が成立しなかつたとき、その効力を失ったとき、又は解除されたとき(当該解除が第九十一条第四項に該当するものであるときを除く。)は、その効力を失う。

4 養殖共済の共済価額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、共済責任期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、組合に対しその増加の割合の範囲内で養殖共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該被共済者は、農林水産省令で定めるところにより、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に對する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合が当該被共済者から当該共済掛金の支払第八十二条第二項の規定により分割支払がされる場合にあつては、その第一次に次の二条を加える。

(共済事故としない旨の申出)

第一百八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が當む養殖業に係る養殖水産動植物の管理

の条件又は方法が當該養殖水産動植物の疾病的予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第百十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

2 前項の申出があつたときは、当該申出に係る共済契約においては、第百十五条第二項の規定にかかわらず、同項の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

3 前項の特約を次のように改める。

第百二十条第二項中「同項の割合」を「共済金額」範囲内において、共済規程で定めるところにより、共済契約で定める金額とする。

第百二十条第二項中「同項の割合」を「共済金額」に、「超えて」を「超えて」に改め、同条に次の二項を加える。

4 養殖共済の共済金額は、共済金が支払われたときは、当該支払に係る共済事故が発生した時までに、その支払われた共済金に相当する金額だけ減額するものとする。

3 養殖共済の共済価額が当該共済契約に係る共済目的である養殖水産動植物の追加により増加したときは、被共済者は、共済責任期間の中途においても、農林水産省令で定めるところにより、組合に対しその増加の割合の範囲内で養殖共済の共済金額の増額を請求することができる。この場合には、当該被共済者は、農林水産省令で定めるところにより、当該共済責任期間のうちまだ経過していない期間に對する共済掛金を支払わなければならないものとし、当該共済金額の増額は、組合が当該被共済者から当該共済掛金の支払第八十二条第二項の規定により分割支払がされる場合にあつては、その第一次に次の二条を加える。

(共済事故としない旨の申出)

第一百一十五条の三を削り、第一百二十五条の四を第二十五条の四とする。

第百二十五条の六の前の見出しを削り、同条を第二十五条の五とし、同条に見出しとして「共済契約の締結の制限」を付する。

第百二十五条の八第一項中「第百二十五条の四を第二十五条の七を削る。

第一項第二号」を「第一百一十五条の三第一項第二号」に、「区域内特定養殖業者の」を「区域内特定養

一十五条の十一とする。

改め、同条の次に次の  
一条を加える。

同条第二項中「種別」を「種類」に改める

号」に、「区域内特定養殖業者の」を「区域内特定養殖業者(当該区域内に住所を有し、かつ、当該特定養殖業を営む被共済資格者)をいう。以下この条において同様。」の]に改め、同条第一項中「第百一十五条の四第一項第一号」を「第百一十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第百一十五条の六とする。

第一項第一号の都道府県知事の定める区域ことに单一となるよう定めなければならぬ」を「とする」に改め、同条を第百二十五条の七とする。

「第五節 漁具共済」を「第五節 漁業施設共済」とする。  
第百一十五条の十七を削る。  
「第五節 漁具共済」を「第五節 漁業施設共済」と改める。

契約(以下この条において「当初契約」という)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの(以下この条に従つて「漁業施設」といふ。)のうちこのことによつて

共済に改める。  
第一百四十九条の二中「第一百一十五条の十七」を削る。  
第一百四十七条の十三を第一百四十七条の十四とし、第一百四十七条の十一を第一百四十七条の十三とする。

第一百一十五条の四第一項第二号を「第一百一十五条の三第一項第二号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「又は前項の規定により同項の割合を定める場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条を第一百一十五条の八とする。

第一百一十五条の十一第二項中「第一百一十五条の

四第一項第一号を「第一百一十五条の三第一項第二号」に改め、同条を第一百一十五条の九とする。

第一百一十五条の十三中、「共済目的となる養殖施設」を削り、同条を第一百一十五条の十とする。

**第一百一十五条の十四を削る。**

ハ条第三項は規定する損失に係るもの」を削り  
同条第二項中「第一百一十五条の四第一項第二号」を

「第一百一十五条の三第一項第二号」に改め、一であつて第七十八条第三項に規定する損失に係るもの

の」を削り、同条第三項中「(第七十八条第三項に規定する損失に係るものに限る。)」を削り、「第百

第二十五条の四第一項第一二号」を「第一百一十五条の三  
第一項第二号」に改め、同条第四項中「第一百一十五

平成十四年六月十一日 衆議院会議録第四十一号

## 漁業災害補償法の一部を改正する法律案及び同報告書

第一百四十七条の七中「支払うべき再共済金」の下に「及び同一年度共済契約につき支払うべき共済金」を、「当該同一年度再共済契約」の下に「及び同一年度共済契約」を加え、「連合会責任再共済金額」を「連合会責任金額」に改め、「当該再共済金」の下に「及び共済金」を加え、「第百四十七条の四第一項」を「第百四十七条の五第一項」に改め、同条を第百四十七条の八とする。

第一百四十七条の六中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る」を削り、「とき」の下に「又は共済契約につき第百四十七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第四項、第

九十二条第二項若しくは第百十三条の二第七項（第百）「十四条の二第五項、第百二十五条の十二第五項及び第百三十六条の二第四項において準用する場合を含む。」の規定若しくは第百四十七条の二第二項において準用する第百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないとき」を加え、同条を第百四十七条の七とする。

第一百四十七条の五中「純再共済掛金」の下に「及び同一年度共済契約に係る純再共済掛金」を加え、同条を第百四十七条の六とする。

第一百四十七条の四第一項中「に係る再共済金額」の下に「及び同一年度共済契約に係る共済金額」を加え、「連合会責任再共済金額」を「連合会責任金額」に改め、「連合会責任金額」を「連合会責任再共済金額」に改め、「に係る再共済金額」を「連合会責任再共済金額」の下に「及び同一年度共済契約に係る共済金額」を、「再共済責任」の下に「及び共済責任」を加え、同条を第百四十七条の五とする。

第一百四十七条の三中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る」を削り、「とき」の下に「又は第百四十七条の六中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済に係る」を削り、「当該同一年度再共済契約」の下に「及び同一年度共済契約」を加え、「第百四十七条の五第一項」を「第百四十七条の六第一項」に改め、「第百四十七条の二第一項」を「第百五条第一項第一号」に、「第百五条第一項第三号ハ」を「第百五条第一項第一号ハ」に改め、同条第

に係るものに限る。以下「同一年度共済契約」という。に係る共済責任」を、「当該漁業再共済事業」の下に「及び漁業共済事業」を加え、同条を第百四十七条の四とする。

第一百四十七条の二中「漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済に係る」を削り、「再共済責任」の下に「及び漁業共済事業によってその被共済者に対して負う共済責任」を加え、同条を第百四十七条の三とす。

第四章中第百四十七条の次に次の二節を加え。

第二節 漁業共済事業  
第一百四十七条の二 連合会が行う漁業共済事業は、第六十七条の四第一項に規定する区域に限り、行うものとする。

（地域再共済事業の内容）  
第一百四十七条の二 連合会が行う地域再共済事業は、会員が第百九十六条の十二に規定する地域共済事業によって被共済者に対して負う共済責任を再共済する事業とする。

（地域再共済事業についての準用）  
（第九十五条第一項を除く。）及び第百九十五条から第百九十六条规定を準用する。この場合において、第百六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（連合会の漁業共済事業についての準用）  
（第九十五条第一項を除く。）及び第百九十五条から第百九十六条规定を準用する。この場合において、第百六条第一項第三号中「組合の地区」とあるのは、「第六十七条の四第一項に規定する区域」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）  
（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

（連合会の漁業共済事業に係る共済金額）

四項中「行なう」を「行う」に改める。  
（施行期日）  
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。  
（経過措置）  
第二条 その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日前の日である漁業共済事業に係る共済契約、当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約並びに当該共済契約に基づき共済掛金に係る補助金については、なお従前の例による。

（地域再共済事業）  
（連合会の漁業共済事業）

（連合会の漁業共済事業）  
（連合会の漁業共済事業）

において準用する場合を含む。」を加え、同条第十一号中「第五十三条第二項」の下に「(これらの規定を第六十七条の三において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十八号中「又は第百九十六条の十七」を「(第百九十六条の十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十八号中「又は第百九十六条の十七」を「(第百九十六条の十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十八号中「又は第百九十六条の十七」を「(第百九十六条の十七において準用する場合を含む。)」に改める。  
（附則）  
附則第三条から第二十三条までを削る。



百万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の規定に違反して遊漁船業務主任者を選任しなかつた者

三 第十八条の規定による命令に違反した者

四 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第三十一条次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条の規定に違反して、利用者名簿を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

二 第十六条第一項の規定に違反した者

三 第十六条第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 第二十三条及び第二十四条を削る。

第五章中第二十二条を第二十七条とする。

第六章中第二十二条を第二十七条とする。

第七章中第二十二条を第二十七条とする。

第八章中第二十二条を第二十七条とする。

第九章中第二十二条を第二十七条とする。

第十章中第二十二条を第二十七条とする。

第十一章中第二十二条を第二十七条とする。

第十二章中第二十二条を第二十七条とする。

第十三章中第二十二条を第二十七条とする。

第十四章中第二十二条を第二十七条とする。

第十五章中第二十二条を第二十七条とする。

第十六章中第二十二条を第二十七条とする。

第十七章中第二十二条を第二十七条とする。

第十八章中第二十二条を第二十七条とする。

第十九章中第二十二条を第二十七条とする。

第二十章中第二十二条を第二十七条とする。

第二十一章中第二十二条を第二十七条とする。

第二十二章中第二十二条を第二十七条とする。

第二十三章中第二十二条を第二十七条とする。

第二十四章中第二十二条を第二十七条とする。

(改善命令)

第二十五条第一項中「都道府県知事は、」

第二十六条第一項中「農林水産省令で定める」とある部分を削除する。

し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第二十三条 都道府県知事は、遊漁船業団体が前条の規定による命令に違反したときは、第二十条の指定を取り消すことができる。

第十六条を第二十条とする。

第三章第三節の節名を削る。

第三章第一節及び第二節を削る。

「第二章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置」を「第三章 遊漁船業団体」に改める。

第六条を削る。

第二章中第五条を第十四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（周知させる義務）

第二章中第五条を第十四条とし、同条の次に次の五条を加える。

（標識の掲示）

第十五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めるところにより、利用者に対し、その案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を周知させなければならない。

（登録の申請）

第二章中第五条を第十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

（登録の申請）

第二章中第五条を第十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

（登録の拒否）

第二章中第五条を第十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

更その他業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六ヶ月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（登録の実施）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。

（登録の実施）

第六条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第七条 都道府県知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第八条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第九条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十一条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十三条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十四条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十五条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十六条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十七条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十八条 都道府県知事は、前項の規定による登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録年月日及び登録番号を付し、登録を拒否する場合は、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

の被害者に対してその損害の賠償を行なうべきことを命ずることができる。

（登録の実施）

前項の申請書には、遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。

|   |
|---|
| 一号)、船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十二号)又はこれらの法律に基づく命令(漁業法第六十五条规定の規定に基づく規則を含む。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 |
| 六 遊漁船業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの   |
| 七 法人でその役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの   |
| 八 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者  |
| 九 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者  |
| 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。   |
| (変更の届出)   |
| 第七条 遊漁船業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。  |
| 2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受け理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第六号から第九号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を遊漁船業者登録簿に登録しなければならない。   |
| 3 第四条第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。   |
| (遊漁船業者登録簿の閲覧)   |
| 第八条 都道府県知事は、遊漁船業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。  |
| 第九条 遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当  |

|   |
|---|
| する」ととなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。  |
| 二 死亡した場合 その相続人  |
| 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者   |
| 三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人  |
| 四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人   |
| 五 遊漁船業を廃止した場合 遊漁船業者であつた個人又は遊漁船業者であつた法人を代表する役員   |
| 2 遊漁船業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う。  |
| (登録の抹消)   |
| 第十一条 都道府県知事は、第三条第二項若しくは前项第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該遊漁船業者の登録を抹消しなければならない。  |
| (業務規程)  |
| 第十二条 遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、第三条第一項の登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。   |
| 2 前項の規定により引き続き遊漁船業を営むことができる場合においては、その者をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた遊漁船業者とみなして、新法第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第二十条並びに第二十四条の規定(これらとの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 |
| (罰則に関する経過措置)  |
| 第三条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  |
| 4 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。   |

|   |
|---|
| 船における利用者の安全管理その他の農林水産省令で定める業務を行わせなければならない。  |
| 本則に次の一を加える。   |
| 第三十三条 第九条第一項の規定による届出を怠つた者は、五十万円以下の過料に処する。   |
| 第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。  |
| 第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の遊漁船業の適正化に関する法律第三条第一項の規定による届出をしてこの法律による改正後の遊漁船業の適正化に関する法律(以下「新法」という。)第一条第一項に規定する遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から六月間(当該期間内に新法第六条第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日までの期間は、新法第三条第一項の登録を受けないで、も、引き続き当該事業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。 |
| 2 前項の規定により引き続き遊漁船業を営むことができる場合においては、その者をその営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた遊漁船業者とみなして、新法第十三条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条第一項(登録の取消しに係る部分を除く。)及び第二項、第二十条並びに第二十四条の規定(これらとの規定に係る罰則を含む。)を適用する。   |

|  |
|--|
| 第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法第二章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。   |
| 一 議案の目的及び要旨  |
| 本案は、最近における遊漁船業をめぐる海難の状況等にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保の観点から、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。 |
| 1 遊漁船業への参入規制の見直し   |
| 都道府県知事への届出制を登録制に改めるとともに、一定の客観的な拒否事由に該当する者については参入を認めないこと。   |
| 2 遊漁船業者に対する新たな義務付け   |
| 遊漁船業者に対する事業の実施方法を定めた業務規程の届出、遊漁船における利用者の安全管理等の業務を行う遊漁船業務主任者の選任、損害賠償保険への加入、案内する漁場における水産動植物の採捕規制の内容の周知等を義務付けること。                      |
| 3 遊漁船業者に対する監督  |
| 遊漁船業者に対する事業停止命令及び登録の取消し等の都道府県知事の監督に関する規定を置くこと。   |
| 4 適正営業規程に係る登録制の廃止  |
| 全国遊漁船業協会による適正営業規程に係る遊漁船業者の登録制を廃止すること。  |
| 5 施行期日   |
| この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。   |

二 議案の可決理由

本案は、最近における遊漁船業をめぐる海難の状況等にかんがみ、遊漁船の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

に対処し、水産資源の持続的な利用を図る観点から、その実態をさらに把握するとともに、プレジャーボートを含む遊漁・漁業間の漁場利用の調整を図ること。

平成十四年六月十一日

農林水產委員長 鉢呂 吉雄  
衆議院議長 綿貫 民輔殿

遊漁

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国民の健全なレクリエーションとしての遊漁の振興と遊漁船業の適正化を推進することは、漁村の活性化を図るとともに、水産業及び漁村の有する多面的機能を發揮する上でも極めて重要である。

よつて、政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

二、登録都道府県の地先を越える海域での遊漁船の事故及び漁場利用上の紛争等について、国及び関係都道府県が協力して対処する体制を整備すること。

三、都市と漁村の共生と対流を一層促進するため、都市住民のニーズに十分配慮し、漁村における遊漁関連施設の充実に努めること。

四、近年のプレジャーボートによる遊漁者の増加の啓発と向上及び遊漁船業者の組織化を積極的に推進すること。この場合、国及び都道府県と遊漁船業関係団体が相互に連携して指導する体制を確立すること。

明治二十五年三月三十日  
可日 認物便郵種三

衆議院会議録第三十七号中正誤

發行所  
二 東京都港区虎ノ門二丁目  
一〇五八四四五  
番号  
財務省印刷局  
電話  
03 (3587) 4294  
定価  
（本体）三三四五円  
（部）三三〇〇円